

## 平成29年第2回柳津町議会定例会会議録

平成29年6月14日第2回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番 岩 淵 清 幸	6番 小 林 功	9番 田 崎 為 浩
2番 磯 目 泰 彦	7番 菊 地 正	10番 鈴 木 吉 信
3番 伊 藤 純	8番 齋 藤 正 志	11番 伊 藤 昭 一
5番 田 崎 信 二		

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

### 3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

陳情について 陳情第4号

一般質問（通告順）

報告第2号 総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（税条例）

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（国保税条例）

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（補正予算）

議案第52号 柳津町監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第53号 柳津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について

議案第54号 平成29年度柳津町一般会計補正予算

議案第55号 平成29年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第56号 平成29年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第57号 平成29年度柳津町介護保険特別会計補正予算

議案第58号 平成29年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

議案第59号 平成29年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算

議案第60号 平成29年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

報告第4号 平成28年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について

議員派遣について

議員提出議案第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について

平成29年第2回柳津町議会定例会会議録

第1日 平成29年6月14日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 岩 淵 清 幸	6番 小 林 功	9番 田 崎 為 浩
2番 磯 目 泰 彦	7番 菊 地 正	10番 鈴 木 吉 信
3番 伊 藤 純	8番 齋 藤 正 志	11番 伊 藤 昭 一
5番 田 崎 信 二		

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 井 関 庄 一	建設課長 横 田 勝 則
副 町 長 矢 部 良 一	保育所長 佐 藤 清 子
総 務 課 長 角 田 弘	教 育 長 目 黒 健 一 郎
出 納 室 長 新 井 田 理 恵	教 育 課 長 横 井 伸 也
町 民 課 長 金 子 佳 弘	公 民 館 長 船 木 慎 弥
地 域 振 興 課 長 菊 地 淳 一	代 表 監 査 委 員 伊 藤 光 正

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議 会 事 務 局 長 天 野 高 専 門 員 早 川 直 美

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 町長の説明について

日程第5 陳情について 請願第4号

日程第6 一般質問（通告順）

## ◎開会及び開議の宣告

### ○議長

ただいまから、平成29年第2回柳津町議会定例会を開会します。

### ○議長

会議に先立ちまして、4月1日付で代表監査委員に就任しました伊藤光正君より、就任の挨拶をいただきます。

代表監査委員、伊藤光正君。

### ○代表監査委員

皆さん、おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました伊藤光正です。皆様のご同意をいただきまして、4月から監査の仕事をさせていただいております。

私がこの場所に立つのは職員のとき以来ですので、5年ぶりということになります。かつては町職員として、皆様に大変お世話になりました。ありがとうございました。5年も過ぎますと頭の中も大分さびついてはきておりますけれども、その間、町民目線あるいは町民本位ということを学習したつもりでございます。この監査の任に当たっては、この町民本位、町民目線という言葉を大事にしながら、その目線、そういう考え方で監査の業務に当たってまいりたいと思います。監査を通じて、町勢の進展に貢献してまいりたいと思っております。どうぞ皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

### ○議長

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

## ◎会議録署名議員の指名について

### ○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により指名をいたします。

5番、田崎信二君、6番、小林 功君、7番、菊地 正君、以上3名を指名いたします。

## ◎会期の決定について

### ○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から6月16日までの3日間と協議を願ったところでありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本定例会の会期を本日から3日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長

日程第3、諸般の報告について。

これより平成29年3月8日開会の第1回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。まず、議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告にかえます。

また、一般質問の中で「検討します」等の答弁についての報告については、議会全員協議会において報告書に基づき協議を行います。

次に、柳津町監査委員より、平成29年2月から4月までに関する例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りのとおりでありますので報告にかえます。

次に、柳津町議会常任委員会所管事務調査の実施報告を求めます。

総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長、齋藤正志君。

○8番（登壇）

おはようございます。

それでは、現地調査報告の報告をいたします。

平成29年度総務文教常任委員会現地調査報告。

5月12日、総務文教常任委員会の現地調査を実施しましたので、報告いたします。

最初の視察場所の柳津温泉スキー場は、産業厚生常任委員会と合同で行いました。

柳津温泉スキー場については、観光商工班長より説明を受け、現在のスキー場の施設は解体撤去し、新たに活用したいとのことですが、計画に当たっては関係者とよく協議を進めていただきたいと委員からの指摘がありました。

次に、柳津小学校を訪問し、教頭より説明を受けました。

柳津小学校については、児童数を地区別に見ると児童のいない地区が12地区あり、今後、児童数の減少が加速することが懸念されます。教育の充実はもとより、ICTの有効活用により次世代へつなげる教育を推進していくことが必要であると考えます。

また、委員からは、みつば学級においても各児童に即したフォローを進めていただきたいとの意見。さらに、登下校の安全と通学路の現状把握を再確認すべきとの意見が出されました。

次に、柳津中学校を訪問しました。柳津中学校では、両沼中体連陸上競技大会があり、校長、教頭が不在のため教育課長より説明を受けました。

説明の中で、平成29年度校舎の改修工事、体育館の改修工事を進めており、前回の耐震改修工事箇所以外の部分を中学校統合に向けての環境整備として行いたいとの説明がありましたが、工事費として多額であることから、担当課、班において工事監理をしっかりと行うよう要望しました。

次に、産業厚生常任委員会と合同で、県が施工している塩野地区の災害関連工事の残土処理を運搬している西向林道脇の残土処理場を視察しました。

今後の対応について委員からは、関係者とよく協議しながら進めるようにとの意見が出ました。

次に、西山小学校を訪問し、校長より説明を受けた後、プール改修工事の現状を視察しました。

中学校統合後のプールの管理は小学校となるので、使用に当たっては十分安全に配慮し、事故等のないようにしていただきたい。また、町簡易水道の水源が十分な量を確保できない場合も考えられるので、地域の影響を配慮しながら給水してほしい旨、申し入れをしました。

最後に、西山中学校を訪問し、教頭より説明を受けました。

西山中学校については、統合を踏まえて柳津中学校と一層の交流を図り、来る統合中学校開校へのスムーズな移行を促進し、生徒間の意思統一を確実なものとし、また、不安の払拭にご尽力していただきたいと要望しました。

現地調査は以上であります。多忙中にもかかわらず現地説明をしていただいた教育長を初め各課長、関係各位に御礼を申し上げ、総務文教常任委員会現地調査報告といたします。

#### ○議長

次に、産業厚生常任委員会の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、田崎信二君。

## ○5番（登壇）

おはようございます。

平成29年度産業厚生常任委員会現地調査報告をいたします。

去る5月12日に産業厚生常任委員会の現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

最初に、柳津町温泉スキー場について、総務文教常任委員会と合同で実施しました。

柳津温泉スキー場については、平成26年度に営業を中止し現在に至っておりますが、現在の状況について観光商工班長より説明を受け、今後の利活用について検討を重ねているとのことですが、地権者である小巻地区から地区としての考えを出してもらうことも1つの案と考えられ、また、各委員からは、整備していく上で道路の整備を優先させたほうがよいとの意見が出されました。

なお、人工スキー場に敷いてあるプラスチックスノーユニットは、春先のまだ草が伸びない時期だと簡単に剥がれるので、撤去する時期についても考慮する必要があると思います。

次に、農村地域復興再生基盤総合整備事業として実施している野老沢地区の鹿島ため池の改修状況について建設課長より説明を受け、工事状況を確認しましたが、工期を延長して実施しており、現工期内の完成と一日も早く使用できるようにしてほしいとの意見が出されました。

次に、林道藤塩峯線の開設工事を視察し、建設課長より説明を受けながら現地を確認しましたが、今後もさらなる経費がかかることから、計画の再検討が必要とされ、舗装については必要ないとの意見が出されました。

次に、西向林道沿いにある県災害関連工事の残土処理場へ向かい、先に塩野地区中ナ沢の再上流の山腹工事の状況を視察しました。

現在、地すべりの土砂撤去を行っていますが、撤去後の場所でも再度崩れている状況でした。残土処理場の調査は、総務文教常任委員会と合同で実施し、今後の対応については、関係地区住民の理解を得る努力をし、速やかに対策を図ってほしいと思います。

次に、町道五畳敷大成沢線、四ツ谷地内の改良状況ですが、本路線の改良は計画に沿って継続的に進められており、今後も状況を把握し、計画的に進めてほしいと思います。

続いて、県道柳津昭和線、大成沢地内の橋梁工事の状況を視察しました。工事に当たっては、安全な通行の確保を図りながら進めてほしいと思います。

県道の改良については、今後とも整備促進と予算確保に向けた要望活動が重要であると考えられます。

最後に、持寄地内のグローバルピッグファーム株式会社肥育農場の敷地造成状況を視察し、地域振興課長と会社関係者より説明を受けました。肥育農場の建設に伴い、町で施工すべきところは早目に施工し、会社と協力しながら、農場の早期営業を図ることで地元雇用につながるものと期待をしております。

その後、役場に戻り、総括を行い、平成29年度産業厚生常任委員会の現地調査を終えました。多忙な中、現地説明に同行された各課長等に対し御礼を申し上げます。

以上、産業厚生常任委員会の現地調査報告といたします。

○議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明について

○議長

日程第4、町長の説明について。

町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第2回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、近年は地震やゲリラ豪雨、水害、竜巻の発生などにより甚大な自然災害が国内外を問わず至るところで発生をしております。県内でも4月29日から、山林火災を初め、先月5月8日には強風による山林火災が東北地方を中心に相次いで発生、延焼し、一部では避難指示が発令され、また、一部では住居等の家財を焼失する大きな有事となった一日でありました。同日は、当町におきましても野火再燃があり、早期発見と早期通報、そして、何より地元住民の方々の初期消火、町消防団員、柳津消防署の的確な消火活動により、延焼することなく、人命や貴重な財産が失われずに済みました。消火活動にご尽力された皆々様に心から敬意を表するとともに深く感謝を申し上げます。

また、東日本大震災から7年目に入り、新潟福島豪雨災害からも間もなく6年が経過しようとしておりますが、自然災害の恐ろしさを再認識し、その教訓を忘れることなく心に刻んで今後も風評被害並びに復興対策等に取り組んでいくとともに、災害に対する備え、対策、町民の安全確保に努めてまいりたいと考えております。



まだまだ復興に向けた対策等を講じている最中ではありますが、内閣府より5月の月例経済報告では、「景気は一部に改善のおくれも見られるが、穏やかな回復基調が続いている」とされており、福島県におきましても、日本銀行福島支店より県の金融経済概況で「県内景気は一部に弱目の動きが見られるものの、基調としては緩やかに回復している」と報告をされておるところであります。

このような中、後期の柳津町振興計画も2年目を迎え、また、平成29年も半年を経過しようとしておりますが、今後も町の目指す将来像「みんなが主役！笑顔広がる絆のまち」の実現のため、6つの基本政策、そして政策を構成する28の施策について、町民の皆様や各種団体などに役割を担っていただき、協働などにより効果的・効率的に取り組んでまいりますので、議員の皆様方、関係者の皆様方、並びに町民の皆様方のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

今回、本議会に提案いたします案件は、専決処分の承認を求める案件、3件、条例の改正に関する案件、2件、平成29年度補正予算に関する案件、7件、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する案件、1件、平成28年度繰越明許費繰越計算書の報告に関する案件、1件、会津若松地方土地開発公社経営状況の報告に関する案件、1件、以上の15件であります。

いずれも当面する重要案件について提案をいたしますので、慎重審議の上、全議案議決賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

#### ◎陳情について

##### ○議長

日程第5、陳情について。

陳情第4号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情書は、内容を具備しておりますので、陳情の趣旨を尊重し、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

##### ○議長

異議なきものと認めます。

よって、本陳情書は総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定しました。

## ◎一般質問

### ○議長

日程第6、これより一般質問を行います。

通告順により田崎為浩君の登壇を許します。

9番、田崎為浩君。

### ○9番（登壇）

おはようございます。

私から2点について質問をさせていただきます。

まず、1. 雪エネルギーの活用について。

経済産業省のホームページでも紹介されていますが、雪をエネルギー源に変える取り組みは、北海道や新潟、山形県などの積雪寒冷地で行われてきているのは周知のとおりです。我が柳津町も多くの降雪、積雪があることから、単に除雪などの行政経費として捉えるのではなく、省エネや農業振興、観光振興につなげることが町活性化になると思いますが、町の考えを伺います。

2. 農泊での地域活性化について。

農村地域に宿泊し、農産物の収穫作業や現地での暮らしを体験する農泊が、日本人だけでなく訪日外国人から好評を博しています。

栃木県大田原市では、市と地元企業・団体の出資により設立された旅行会社大田原ツーリズムにより、市内の農業や自然・文化などの豊かな地域資源を活用し、国内外の学校や団体の教育旅行の企画・実施や営業活動による旅行者の誘致、農業民泊や農業体験の受け入れとなる登録農家との調整といった業務を手がけており、16年度には交流人口が8,000人を記録しております。

政府も、「明日の日本を支える観光ビジョン」の中で滞在型農山村の確立・形成を掲げていることもあり、柳津町においても農泊推進により国内外の旅行者の地方誘致促進や農家の所得向上に寄与するためにも積極的に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

### ○議長

答弁を求めます。

町長。

### ○町長（登壇）

それでは、9番、田崎為浩議員にお答えをいたします。

雪エネルギーの活用につきましては、近隣3市町で民間事業者において、雪氷を夏季まで保存して農産物を保存する施設の冷房用の冷熱源として利用されております。設備導入には、雪氷熱利用に係る国の補助制度を活用して整備をされているようであります。その補助制度は、現在も経済産業省や環境省に残っているところであります。

県の喜多方合同庁舎では、平成23年度にグリーンニューディール基金等を活用した雪冷房施設を導入をしており、おおよそ7月から9月までの夏季に利用されているとのこととあります。

一般的には、設備の導入に係る経費については電気設備と比べおおよそ2割程度割高になると言われております。そしてまた、維持管理に係る経費については、逆におおよそ4割程度割安になると言われておりますが、総合的には多くの場合、1割程度割高になると言われているところであります。町といたしましても、昨年農産物の保存に活用できないかということで近隣の自治体へ生産者とともに視察に行った経過がありますが、実際には導入には至っていない状況であります。

これからであります、今後も雪エネルギーの活用を推進するため、関係者等との情報交換等に取り組んでまいりたいと、そのような思いを持っております。

大変人口減少であるという我が町であります。やはり交流人口を重ねるという意味の中でもこういった雪を活用するということは大切であろうと、そういう考えを持っております。

2番目であります。農泊での地域活性化についてであります。

国では「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、農山漁村の所得向上を実現する上で重要な柱として位置づけをしております。特に、外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の増大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である農泊を持続的な観光ビジネスとして推進しようとしております。

現在、外国人旅行者数の増加とともに、国内での消費額も増加し、自動車部品産業の輸出総額に匹敵する約3.5兆円に達しております。こうしたことから、観光は我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱として位置づけをされております。近年では奥会津の自然に引かれ、多くの外国人旅行客が訪れており、インバウンド観光促進の観点からも期待できるものと思われております。

会津管内における農泊の取り組み状況であります、我が町としても1件を初め60件ほどがそれぞれの体験プログラムを設定した中で運営されている状況であります。農泊の開業に

当たりましては、旅館業法及び食品衛生法の許可を初め、施設面や受け入れ体制の整備が必要となりますので、町としましても取り組みへの支援、また、相談等の体制を整えていく必要があるものと考えを持っているところであります。

以上であります。

○議長

これより一問一答方式により再質問を認めます。

9番、田崎為浩君。

○9番

それでは、いろんな観点から改めて質問させていただきますが、まず、近隣3市町でいろいろな取り組みをしているということでもありますけれども、その実態といいますか、どんないい形でそれがなっているのか、あるいはいろいろな課題を抱えているのか、その辺、総務課長、ご存じでしたらお伺いしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

それでは、議員にお答えいたします。

3市町ということでございます。まず、市でございますが、喜多方市の旧山都町というところでございますが、基本的に玄そば、米等の農産物を保管するための保冷库として利用されているというところでございます。聞いた部分でございますので、不適切な、あるいは不確かな部分も含まれているかもしれませんが、年間の維持経費は約150万円かかるというような施設。それについては、機械のメンテナンス、光熱水費等が含まれているという部分でございます。それと、維持に関する収入につきましては、若干、市からの補助がありますという部分でございます。使用料の額は4月から11月と12月から3月という部分で料金が違っているようでございまして、1袋という部分で言っていますが、袋の大きさについては申しわけございませんがちょっと確認できていないところですが、4月から11月で1袋3円、1日当たり。12月から3月で1日当たり1袋1円というような価格で保冷库のほうに預かっているというような状況だそうです。

条件といたしましては、山都町の方のみが使用できるという条件がついていて、ですから、他町村から持ち込みはできないというようなことでございます。

建設費についてもちょっとお伺いしたので、建設費につきましては約1億1,400万円かか

ったそうでございます。その2分の1と言われる5,700万が国庫補助金、あと、県補助金で約800万程度、その残りを一般財源あるいは起債でつくったというところでございます。

山都についての運営上の課題といたしましては、機械の維持管理、あるいは雪の管理、年間分の雪を保管しておくための管理方法、あるいは、天候によって雪の量が少ない年もあるということもございますので、そういうときの雪の収集と言われるものに対する経費というのがどうしても危惧されるところがあるというところが、まず、喜多方でございます。

次いで、西会津町でございます。

ここは、野菜、米あるいは酒等を出荷するまで保管するという施設だそうでございます。平成8年に建設をして、建設費が8,300万円というところだそうでございます。維持管理については、毎年200万程度を要しているというようなところでございます。使用料につきましては、コンテナあるいは米袋1つで1日当たり4円いただいているというところがございます。

ここにつきましては、西会津町だけではなくて他町村からも利用が可能であると。現実的に、柳津町の方も実際利用されている方がいらっしゃるという話を伺っております。

運用上の課題につきましては、やっぱり高額の空調設備を整えておりますので、その維持修繕という部分について多額の費用がかかるという部分で、現在、若干故障しているそうでございます。しかし、何とか今は使えているので、その修繕はしていないという状況で運営をしているんだという部分でございます。先ほど喜多方と同じように、雪については皆同様な考え方を持っていると。

あと、もう一件が昭和村でございます。昭和村につきましてはカスミソウを出荷するまで低温保存をするという部分で、平成16年に完成したそうでございます。この建設費は2億7,900万円ほどをかけているそうでございます。毎年度の維持管理につきましては、電気代と施設点検と臨時職員の分と合わせまして400万から500万ぐらいかかるんじゃないかという話でございました。

収入に関しては、ここはカスミソウに特化した保存施設でございますので、それに対する使用料というものは年間の売上高の1%をいただいているというような考え方だそうです。カスミソウが4億円売れるというふうになれば、400万円を維持経費として出荷された方々からいただいているんだというような形でございました。ここについても、雪が少ないときの部分と、16年建設でございますので、今後、大規模改修が予想されるという部分がございますので、それについてやっぱり課題として今、取り沙汰されているという状況な話だそうです。

でございます。

以上、3市町についてお話をさせていただきました。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

今伺いますと、どちらかという農産物の貯蔵をしながら、端境期をずらすなりして、もちろん食味が上がるとか、そういうことも狙いとしてやっているようでありますけれども、農産物以外にも、例えば役場庁舎、学校の夏場の冷房に使うだとか、そういう例も随分とふえてきておりますけれども、我が柳津町も平成20年に新エネルギービジョンということ策定して、あれから10年近くになりますけれども、町の省エネと雪の利活用ということで、公共施設の雪を利用する冷房、そういった面を計画した、あるいは考えたことがあるのかお伺いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

柳津町として、雪エネルギー等を過去、あるいは今後にかかわるかもしれませんが、計画をしたことがあるかというお話だと思いますが、実際、近隣で言いますと、建物ですと、ここにも書きましたように喜多方合同庁舎においては雪を大きい倉庫に貯蔵いたしまして、それで建物の空調に充てていると、冷房に充てているというところで今、使われているというところがございます。

柳津町についても、実は隣にありますふれあい館という部分でございますが、あそこで、建設をする当時、雪エネルギーを使って冷房ができないかというような部分で一部検討したことはございました。その雪を入れる場所といたしましては、田んぼ側に面した部分になりますので、要は雪をあそこに入れるため、あるいは収集するためという部分で、どうしても難しくなるということが考えられましたので、それと、その当時でございますので、やはりそういう先進事例というものがなかなかなかったということがございますので、どれくらいの維持経費、あるいは雪と一緒にごみとかそういうものも全部入ります。そういうものの清掃あるいはそのスクリーンをやったりというものについて、どのような状況で今後やっていけばいいのかということがちょっと不透明だという部分がありましたので、あるいは、県のほうで、県の中山間の取り組みの部分でやっておりまして、県のほうと話をしました

が、なかなかそこまで進まなかったという現状がございます。

以上でございます。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

私もいろいろ調べましたけれども、いろんな課題はあろうかと思えますけれども、たまたま今回、パリ協定からアメリカが離脱したということですが、近年、化石燃料の枯渇化と異常気象ということで随分と騒がれておりますけれども、福島県も震災以降、県は2040年までに再生可能エネルギー100%を目指す掲げておりますし、県でも特定非営利法人超学際的環境機構福島再生可能エネルギー事業ネット、あるいは福島県再生可能エネルギー推進センターというものを立ち上げて、とにかくこの福島県を再生可能エネルギーの先進地にしようということで音頭をとっておられると思えますが、ご存じのように柳津町というのは再生可能エネルギーの自給率が800%を超えておりますし、やはりそういう面からもこれから町として取り組んでいくべきだと、それを町の売りにするというは大変必要なことなのかなと思えますけれども。あわせて、情報ですが、雪1トンに対して石油10リットルのエネルギーが出ると、反面、CO<sub>2</sub>を30キロ削減できるということが科学的に証明されておりますけれども、それだけ可能性がある雪をやっぱり利用しない手はないというふうには私思うんですが、いかがでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

基本的に、当然、雪というのは議員おただしのとおりで、デメリットの部分であるというふうには理解しています。それをメリットにできるという部分で考えますと、再生可能エネルギーと言われるものについては積雪地帯と言われるところでは非常に可能性はある部分というふうには私も考えてございます。

また、柳津町ですらでは利用する場合にというふうにはちょっと考えた場合でございますが、基本的にはやっぱり近隣の市町村でやっているような農産物というものの保冷庫的なものという部分になるのかなという部分を考えているところではございますが、やはり利用する方あるいは対象とする品物等によって、その保冷温度というものがやはり違ってまいりますので、その辺についてやはりつくるときには利用者の観点、あるいは利用する場合の設定温度の

関係であるとか、そういうものをよく検討しなければいけないというふうに思っております。

当然、先ほど議員もおっしゃられたように、時期を逸して出荷をしていくことによって農産物に対しての付加価値をつけるということが、雪室であったりそういうものに該当するというふうに思いますので、柳津町の農産物について有効活用する部分においては非常に将来性のあるものだというふうには考えてございます。

ただ、柳津町の部分ですと、雪を集めてためておく平屋とかあるいは平地という部分が、本当に広い場所があれば屋外でも、議員はおわかりだと思いますけれども、北海道あたりで平地のほうで非常に大きい場所を使って雪を集め、そこにおがくず等で覆土をして使っているような場所もあるというふうにお聞きしております。そのような場所が本当につくれば、有効活用、あるいは最初のイニシャルコストと言われるものについては抑えられるのかもしれませんが、柳津町の部分においてそこまで集められる場所、あるいは平地がないという部分がございます。それと、夏場のやっぱり温度というものが、議員はおわかりだと思いますとおり、北海道あるいは東北地方についてこういう雪を利用した部分が多くございますので、やっぱり夏の温度がある程度低い場所でないと雪についてもどうしても解けていくという部分がございますので、長期間にわたって使用していくという部分が少し問題になってくるのかなという部分もございますが、それは問題の部分だけを言っても仕方ございませんので、いろんな意味において、議員のおただしのような、そういう雪を使ったようなもので何かできないかという部分については、今後のエネルギー検討委員会の中でも出ているところがございますので、そこで再度、お話を聞いていきたいというふうな考えを持っているところでございます。

以上でございます。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

ありがとうございます。今の課長がおっしゃられたことは、北海道の美唄市の工業団地だと思いますけれども、ここは電力を4割ほど電力料金を削減して低コストでやっておりますけれども、余りにも環境が違い過ぎますのでなかなか難しいと思いますが。

そこで、ちょっと視点を変えて地域振興課長にお伺いしたいと思いますが、ここにオホーツク新エネルギー開発推進機構の国立大学法人北見工業大学で共同研究成果報告概要というのがあるんですが、「廃トンネル内雪室の冷熱エネルギーを利用した農作物の貯蔵に



関する研究」ということでおもしろいデータが載っておりますけれども、例えば岩手県の西和賀町で、雪っこトンネルということで、廃道になった、廃線になったトンネルを利用して雪室をつくり、そこに農産物を貯蔵して、食味を上げたり出荷時期をずらしたりして大変結果を出している、好評を得ているというような事例もあるんですが、例えば柳津町にも松倉トンネルでしたでしょうか、今、大きなトンネルができてあれはたしか塞いでいるだけなんですか、よくわかりませんが、あの辺を利用して低コストでできないものかなというふうな思いをしたんですが、その辺何か情報をお持ちでしたらお伺いしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

旧国道252号線の松倉トンネルを利用して雪室に活用できないかというようなことかと思っておりますけれども、各地で廃トンネルを活用した雪室というのがございます。利用につきましては、現在、福島県のほうが管理、所有しておりますので、利用が可能なのかどうか、また、廃止となってから10年経過しておりますので、安全性とかそういったことも含めまして確認した上で、可能性ということで調査していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

町長。

○町長

今、松倉トンネルのことが出ましたので。これは既に会津若松建設事務所のほうで検査をしております。実際にああいったところを柳津町として活用が可能かどうか、今、振興課長が言ったように、そこを管理しているのが土木でありますから見てもらったんですが、なかなか厳しいということでもあります。現在は、坑口全体までもう埋まっております。排気口、そして排水口、それらも設置しながらそういったものを利用するしかないんでしょうということでありましたが、実際に私のほうからも要望して、あそこをぜひ見てほしいということで会津若松建設事務所の所長を初め見ていただきましたが、かなり厳しい話が返ってきたので、今後とも、今、地域振興課長が言ったように、活用の方法としてどんなものがあるか、その辺はこれからもぜひ要望していければいいのかなというふうな思いをしております。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

もちろん、あれだけもうたっておりますから劣化もしているでしょうし、安全性の問題とかもあろうかと思えますけれども、私が申し上げたいのは、やっぱりそういう可能性を探りながらその地域の活性化につなげていくということ、まして今、世界的に温暖化が騒がれている中でありますから、そういった点で町の発信をしながらその辺を売りにしていくということはやぶさかでないと思えますので、引き続きその辺の可能性を探っていただきたいと思えます。この点については終わります。

次に、農泊の地域活性化についてです。

この取り組みなんですが、調べれば調べるほど、本当に魅力のある事業だなというふうなことを感じております。今、町長もご存じだと思いますけれども、我が柳津町というのは、人口は減少する、空き家もふえる、そして雇用もなかなか伸びない、遊休農地がふえる、農家の所得向上もなかなかままならないといった中で、この事業の狙いというのは、まずはインバウンドの増加、地域の所得向上、農家の所得の向上、移住者の増加、観光客の増加、遊休資源の利活用、耕作放棄地、空き家、これらを、ソフト・ハードそろえた農水省が掲げているすばらしい事業でありますので、これを何とか町として取り入れない手はないのかというふうな思いで質問をさせていただきました。

今回のこの事業ですが、平成29年度はもう受け付けを終わりましたけれども、福島県では喜多方市あるいは白河市、西会津がこの事業に採択されましたけれども、きょう実はけさ、もう一度ホームページを見てきましたけれども、追加募集をしております。結局、これは2020年までに200地区を選定するという事なんですが、まだまだあきがあるということで、もちろんなかなかいろいろ条件整備も難しいと思えますけれども、そういう形で国が進めておりますので、これはぜひ積極的に取り組むべきと思うんですが、地域振興課長、いかがでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件であります、農山漁村振興交付金という事業かと思えますけれども、6月末までの公募期間ということで存じておりますが、内容のほうを確認しまして、近隣の市町村、喜多方、西会津等で応募しているという話でございますので、今後、庁内のほうで協議検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

質問の中でも例に挙げさせていただきましたけれども、大田原のツーリズム、4年間でどんな変化が起きたか。当初スタートしたときには、年間旅行者扱い数が189人、インバウンドゼロ、専任職員が3人ということですが、これを整備してやったことによって、4年後には年間旅行者数6,459人、インバウンドが1,498人、専任職員が6人、うち、3人がIターン、Uターンということで、そのほかにも受け入れ農家が120軒で、農泊による年間収入は5万から100万円ということで、短期間の中で相当実績を上げています。また、台湾からの修学旅行者なんですけど、14年度には1校だったのが16年には11校とふえております。ですから、受け皿さえきちんと整えればマーケットは限りなくあるんだということが、ここだけではありません。兵庫県の篠山市あるいは群馬県のみなかみ町、いろいろな成功事例が農水省のホームページを見ると出てきておりますから、それを、柳津町の置かれた環境あるいは条件、その辺をいいところ取りしながらやることは大変重要なことだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

今、議員おっしゃるとおりでありまして、町としましてもいろいろな課題ということで、町長の答弁にもございましたが、旅館業法だったり食品衛生法の許可等々ありますが、そういった問題をクリアしながら、町としても相談体制や支援体制を整備していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

9番、田崎為浩君。

○9番

振興課長、ぜひともいろいろ情報収集をしながら進めていただきたいと思います。

最後に確認なんですけど、きのうの新聞でしょうか、県の農林事務所が農泊インバウンド対応研修会を湯川町で27日に開くというような新聞記事がございました。これは一般も参加で

きますので、私も実は参加しようと思ったんですが、議員の研修の初日ということで私、参加できませんけれども、ぜひとも職員を派遣していただいて勉強していただきたいと思いますけれども、こういう情報は入っていますでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

この件につきましては、会津農林事務所のほうから農泊インバウンド対応研修会ということで通知のほうが入っております、6月27日に坂下の道の駅のほうで開催されるということでございます。農泊に関して大変有意義な研修ということで、町のほうでも出席を考えております。

以上であります。（「終わります」の声あり）

○議長

これをもって田崎為浩君の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで、暫時休議いたします。

再開を11時5分といたします。（午前10時54分）

○議長

議事を再開します。（午前11時04分）

◇ ◇ ◇

○議長

次に、小林 功君の登壇を許します。

6番、小林 功君。

○6番（登壇）

さきに通告をいたしました3点について質問をいたします。

1つ目、防災組織の整備・改善についてであります。

町消防団の役割は、町民の生命・身体及び財産を守り、安心して暮らしていける町の実現に大変重要な役割を果たしております。しかし、近年、町消防団の団員確保が非常に難しい状況になっております。こういった状況下、自主防災活動が図られるような組織や体制の構築が急務であると考えます。現状と今後の対策をお伺いいたします。

2つ目、水資源の保全についてでございます。

柳津町には多くの地域資源があると言われております。今後、柳津町が持続可能な自治体として生き残っていくには、これらの資源を生かして他の自治体との差別化を図っていくことが必要となります。よりぬきんできることができるかどうかということにかかっていると言えます。そこで、たくさんある地域資源のうち、水資源についてお伺いをいたします。

生物が生きていく上で最も重要なものの1つと言える水ですが、世界的にも環境の悪化により、きれいな水が大変貴重なものになってきております。柳津町では、町内至るところにきれいでおいしい清水が湧き出ています。貴重な資源だと思います。これらの水源の保全の必要性を町はどのように考えているのかお伺いをいたします。

3番、只見線復旧の対応についてであります。

只見線の復旧に当たっては、関係する機関や自治体で上下分離方式による復旧という方向で進んでいます。柳津町議会もいち早く、議会基本条例に基づいて合意書の内容について承認をする議決を行いました。これは、県を初め関係する自治体は、只見線を活用して観光客を呼び込み、地域振興に力を入れていかなければならないという方向にかじを切ったと言えます。柳津町にとって大変大きくて重たい課題をいただいたということでもあります。

そこで、今後、柳津町単独で、あるいは関係市町村と連携をしてやるべきことは何か、町の考えをお伺いします。

以上です。

○議長

答弁を求めます。町長。

○町長（登壇）

6番、小林 功議員のご質問にお答えをいたします。

町の消防団員の確保につきましては、条例定数の270名に対しまして現在、238名の団員数となっております。団員の確保対策といたしましては、本年3月の第1回定例会におきまして、柳津町消防団設置等に関する条例を柳津町に居住している者だけでなく勤務している者も加入できるような改正をし、3月の区長会でその旨の説明をして回覧にて団員の募集案内を実施した結果、この加入条件の変更に伴いまして現在までに2名の新しい団員が加入をしております。また、役場職員につきましても、平成28年度から加入可能となり、現在5名が加入をしております。今後も区長、消防団、事業所等に対して、広報等を通じまして団員の確保に努めてまいりたいと、そのような考えを持っております。

次に、自主防災活動が図れるような組織や体制の構築につきましては、町地域防災計画の中に自主防災組織の目的や編成、組織の整備について記述されており、日中ですが、消防団員が不在の場合等の初期消火等につきましては大変重要であって、火災及び災害時における組織の育成を図るとともに、有効な自主防災活動が図れるよう組織の必要性の周知と充実強化のための協力等を実施していきたいと、そのような考えを持っております。

そのためにも、現状を把握する必要がありますので、地区の避難所、そして自主防災組織等の全7項目について昨年の12月に区長会でのアンケート調査を実施いたしましたところ、調査結果をもとに町消防団、区長等と協議を進めてまいりたいと、そのような考えを持っております。

また、毎年実施しております町防災訓練や円蔵寺自衛消防隊との合同防災訓練などにおいて、地区住民の方にもできるだけ参加をしていただいて、実際に消火器を使用したり、消火活動を行ったり、そしてまた、消火栓からホースを延長しながら放水するなどの体験をしていただいております。こういった訓練を今後も継続して、できるだけ多くの町民の方に参加をしてもらえるよう努めてまいりたいと、そのような考えを持っております。

さらに、会津坂下消防署柳津出張所にもご協力をいただきながら、高齢者世帯やひとり暮らし世帯を訪問して、火災予防等の呼びかけ、こういったことも行っておりますが、今後も引き続き継続してお願いをしていきたいと、そのような考えであります。

次に、議員のおただしのおり、水は生命の維持に大変重要な資源であります。町にも、雄大に流れる只見川を初めとした河川や豊かな自然がもたらす湧水が多数点在をしているところであります。これらの水は、古くから農業用、また、飲料水等の生活用水として活用されております。町では、水質状況を保全確認するために、毎年、河川の水質検査等を実施しております。

湧水につきましては、町の水道水源以外での利用は、地区または個人管理等の湧水ではないかと想定しております。

地球上の水資源保全是大変重要なことだと思っておりますが、町としましても貴重な資源として活用していくために水源となる森林の保全が重要と考えておりますので、今後もふくしま森林再生事業等による山の再生とごみの不法投棄防止等についてPRを行い、水源の保全を行ってまいりたいと、そのような考えであります。

次に、只見線の復旧の対応につきましては、新聞等でも発表されておりますが、上下分離方式による地元自治体の維持管理費を、ふるさと納税とインターネットによる小口の資金を

集めるクラウドファンディングを組み合わせた資金調達により財源の一部を確保しながら、管理費や沿線に人を呼び込む企画の開催経費などに充てるとの県の方針が示されました。今後は、県や沿線7市町等の担当者によるワーキンググループを組織化して、利活用計画策定の検討・協議に入る予定となっております。

現在、只見線沿線には数多くの橋梁など、海外の旅行者が多数訪れ、人気を集める観光スポットが点在し、加えて、海外の旅行者の間で大変只見線への人気が急上昇をしております。インバウンド対策の素材の1つとして利用促進をPRしていきたいと、そのように考えております。

また、本年度、インバウンド対策として、旅行業者や町内の旅館などで組織した委員会を立ち上げております。その中で、只見線の利活用についての協議をしていきたいと、そのような思いであります。

そしてまた、広域連携としては、只見川ライン観光協会などによって、只見線を活用した着地型観光推進のため、国内の旅行会社を招請し、現地視察を行いながら、旅行商品の造成をしていただくような取り組みを行っていききたいと考えております。

さらに、町内の関係団体や旅行業者と連携をしながら、宿泊を伴う只見線を利用した旅行商品の造成などを図ってまいりたいと、そのような考えを持っているところであります。

なお、先日、只見ライン関係で3つの団体の総会がございました。その席上も、これからのインバウンドをどう活用していくかということに大変議論が深まりましたので、それらを活用しながらやっていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

6番、小林 功君。

○6番

それでは、1番目の防災組織の整備、改善について再質問をさせていただきます。

1つ目ですが、去年の12月、区長会において各避難所の状況や各地域の防災体制を把握する目的で地区避難所自主防災組織について7項目のアンケートを実施したという答弁がありました。それによって現状をどのように把握をし、分析をされたのか。さらに、今後どのようにこれを生かしていくのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えをいたします。

昨年12月の区長会におきまして実施しました防災のアンケートにつきましては、内容等につきましては7項目を聞いているところではございますが、47行政区に質問、アンケートをいたしまして、実は38行政区からの回答をいただいたというところがございます。

まず、最初のお尋ねした質問といたしましては、区長さんに答えていただいているわけですが、現在の避難場所についてお尋ねをしています。住民が避難する場所を地区として基本的に定めていますかというような質問をさせていただいております。それについては、町の防災計画の中では避難場所として指定をしておりますが、地区としての指定とかそういうものがあるのかという部分で聞いたところ、ありますというところが24カ所、ないというところが14地区ございました。

ないという部分につきましてはこれ以下の質問をちょっと飛ばさせていただいて、あるという地区について再度質問をしているところがございます。24地区で、避難所で地区住民が収容できる広さだというふうに思っておりますかというふうな部分に対して、24地区のうち19地区においては大丈夫だと、5地区については全住民がその集会所等に避難しても入り切れないというような部分でのご回答をいただいていると。

その避難場所に、何らかの備蓄品とかそういうものは備わっていますかという質問をさせていただきました。備蓄品というか、装備品というものも含まれますけれども、当然、町のほうで数年前に配備いたしました発電機につきましては全集会所に整備をさせていただいたところではございますが、そのほかに家庭用品全部、水であるとかそういうものがありますとか、炊事用品・食器一式がありますというようなところは、大体、集会所ですのであるというふうになります。食べ物とかそういうものについては、置いてあるところは実際ございませんでした。

避難場所で困っているという部分について何点かあるのであればお聞かせをいただきたいという質問をさせていただくと、やっぱり先ほど言いましたように、みんなが集まった場合に当然狭いので寝る広さがないよというような部分も出ました。あるいは、逆に、集会所によってはトイレがないというような回答をいただいた地区も実はございました。それと、遠いであるとか、バリアフリーになっていないというようないろんなことが書かれております。あとは、電話がない、テレビが入っていないというふうな部分も中には書かれておりました。



実はそのほかにこの地区以外について、10地区につきましては、避難所においては、土砂災害警報の場合は町で指定している避難場所の公民館が避難場所として使えないという部分がございます。そういう場所について、実際、別の場所を定めておりますかというお尋ねをしたところ、実際、いると言ってきたのは1地区だけでした。全部で10地区あったんですが、お答えいただいたのは6地区なんですが、あるというのは1地区。6地区についてはないというふうなご回答でございました。

それと、最後のほうに自主防災組織についてお尋ねをさせていただきました。自主防災組織について、あるというふうに明確にお答えいただいたのは2地区だけでした。それ以外についてはないという部分でございます。

それと、婦人消防隊についてもあわせて聞かせていただいたところ、8地区については婦人消防隊が整備をされているというような状況でございました。

このような状況を集約したところによりますと、やっぱり各行政区において非常に温度差が高いというふうに痛感をしたところでございます。このような結果をもとにして、特別な位置等条件もあろうかと思えますけれども、近隣の市町村の状況や先進の事例等をいろいろ調査をして、また、消防署等にもご教示をいただきながら、地区において、区長あるいは消防幹部会等において、継続的に地区における自主防災組織というものについての整備については考えていかなければならないというふうにこのアンケートを見て痛感しているところでございます。

それを考えながら、本年度につきましては、町としては、実は土砂災害のハザードマップを刷新しようという部分で本年度、当初予算で予算を計上させていただいたところでございます。前回、ハザードマップを作成してから大分年数もたっております。28年においては土砂災害区域も新たに指定されたというところがございます。ですので、やはり地区住民の方々については、有事の際に避難する場所あるいは避難経路、こういうものになった場合についての認識を持っていただく上において、ハザードマップ等を整備して各住民の方に配付をしていきたいというようなところを今、考えているところでございます。それがアンケート調査をとらせていただいたところでの率直な意見あるいは感想、それに伴う今後の町の対応かなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

各地区から現状、それから大変貴重な意見というものが上がってきたというふうに思います。今後、適切に対応いただきたいと、そんなふうをお願いをしておきたいと思います。

続きまして、先ほど町長の答弁にあったとおり、5月31日現在で消防団員の実団員数は238名、条例の定数が270名ですから32名の欠員が出ているという現状であります。さらに、今年度は大峯地区では消防団員が一人もいない状況になった、高森地区では1名のみしかいないということでございます。さらに、消防団全体を年齢別に見てみますと、18歳から24歳までの団員というのがわずか1名しかいないんですね。団員の高齢化が顕著になってきているということで、非常に憂慮される状況になってきていると思います。これは柳津町に限らず全国の多くの市町村で問題になっておりますけれども、実は平成27年3月の定例会でこれに関連した質問を私、しております。消防団員の確保について町は、消防団協力の事業所の表示制度の活用、また、事業所の訪問活動、行政区長の方々への協力依頼等をして団員確保に努めていきたいとの答弁をしております。でも、現在、なかなかその効果が実感できていないところかと思えます。

そこで、実際問題として、柳津町においても消防団員の不在地区や日中、仕事で消防団員が不在になる場合、そういったすき間や空白というものをどのように埋めていけばいいのかの対策を早急に考えていかなければいけない状況になっていると思います。本当に現実的に考えてみると、例えば火災が発生した場合には、地元消防団員が広域消防や近隣の消防団員が駆けつけるまで初期消火をしながら応援を待つというのが理想的な形だと思います。しかし、地元の消防団がない場合には、消防団でない人たちがある程度その役割を担っていただくほかないのかなと、そんなふうに思います。これは、当然可能な限りということになりますけれども。そこで、年に数回、地区ごとに消防団員とともに実際に水を弾く訓練をするとか、あるいは防火水槽や消火栓の場所を地区のみんなで確認をするというようなこと、こういったことをやるだけで随分と地域の防災体制、意識というものが変わってくるのかなと、そんなふうに思います。既にこういった訓練を実施している班もあるようです。町としてもこういった動きというものを奨励すべきだと思いますが、その点について考えをお伺いしたいということ。

そして、もう一点、こういったポンプでの放水が無理だということであれば、誰でもすぐに持ち出すことができる消火器を地区ごとに配置したらどうかと。これは前にも、実は27年の質問でも提案をしたことありますが、前向きに検討するという旨を答弁があったと記憶

しております。どのような対応をしてきたか、あるいは今後またしていくのか、あわせて2点について質問いたします。

○議長

総務課長。

○総務課長

まず、1点目の消防団員が日中いない、あるいは非常に少ない地区での対応についての部分と、それについて実際に水を弾く、あるいはそれについては消火栓であるとかそういうものを実際やっている班あるいは行政区もあるので、そういうものを見習って町はやればいんじゃないかという話だというふうにお聞かせをいただきました。

当然、議員おっしゃられるとおりだと思います。当然、私のほうでも、議員に質問を受けて、不在地域というような部分についても実は調査をしました。したところ、議員言われるとおり、大峯地区は本年度から消防団員は誰もいらっしゃらなくなりました。それ以外に、高森地区だけなのかなと実は思っておりましたが、1人しかいない行政区というのが7行政区ございました。消防団員が1人しかいないという行政区がございました。その方々がお勤めになれば、当然日中はいらっしゃらない行政区が、極端に言えば8行政区あるというような形になろうかと思えます。

そういう行政区の中で有事になった場合にどうするんだという部分でございますが、前回、5月の町長の挨拶にもありましたが、火災があった部分については地区の皆様方のご協力によりまして消火栓からの早期の消火によりまして延焼に至らずに、最小限の部分で火を消しとめられたという部分については、近くに消火栓というものの必要性というものを痛感したという部分がございますので、当然、消火栓があったとしても、議員おたじょうに使えるいのではしょうがないという部分がございます。ので、これにつきましても消防団幹部会の中でもお話をさせていただいているところでございます。幹部の中で、そういう地区について、幹部あるいは団という部分で、分団という部分でそういうものをしていただけないかという話を実はしておりますので、今後の幹部会の中で協議をしながら、各行政区、1年で全て回るといのはなかなか難しいかもしれませんが、可能な限り、そういう形で説明をしていくという部分と、あわせながら、町の防災訓練等におきましても、町民の皆様のご参加をいただいて、実際、消火栓であったり消火器の使用であったりというものもできるようになっておりますので、それに出ていただくようなことをとっていきたいというふうに考えております。

それと、もう一点でございますが、議員おただしのとおり、27年の3月の質問の中で、初期消火には消火栓が有効だという部分について町のほうは前向きに考えるという話があったと、それについてどうなんだというふうなご質問だったと思いますが、実際いろいろ調べました。消火栓につきましても、今現在、販売されている消火栓と言われるものについては3種類あるという部分が……（「消火器」の声あり）ごめんなさい、消火器につきましても、3種類あるという部分が調査でわかりました。消火器についても、消火剤が3キロ入りで総重量4.1キロという部分のものと、消火剤が6キロ入って8.1キロというような2種類のもの、3種類ある中で2種類の重さ等があるという部分があります。やはり地区の集会所等に置くというふうになった場合には、使うのは地区に日中いる方というふうになりますとやっぱりお年寄りという形になろうかと思しますので、やはり8キロという重いものを持って消火場所、火災場所まで持っていくというのはなかなかつらいのではないのかなというふうを考えているところでございます。そうしますと、4キロ程度の重さの消火器を各行政区のあたりに2本程度配備をしていくというふうなことで初期消火に備えていけないかなという部分で、今、内部のほうで、実は金額等もちょっと調査をしましたので、可能であるならば来年度の予算あるいは県の補助金等も使えないかどうか今調査をしておりますので、そういうものを有効に使いながら配備できないかどうかという部分で調査に入りました。

以上でございます。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

今後、さらに速いスピードでこの消防団を取り巻く環境が変わっていくことが予想されます。厳しい方向にですね。ですから、先を見越した対応というものをお願いしながら次の質問に移りたいと思います。

2つ目、水資源の保全についてであります。

我々が現在生活をしている上で、水不足で困るということはそうそうはありません。ですから、水が枯渇したらどうしようというような危機感は余り持っていないのが当たり前のことだと思います。しかし、近年、異常気象などで雨が降らない、深刻な水不足のニュースも聞こえてきているところでございます。世界的に言えば、地球は水の惑星と言われていますが、人間が実際利用できる淡水というのは全体の0.01%にも満たないようであります。現在、世界の約7億人の人が水不足の中で生活をして、不衛生な水しか得られないために毎

日4,900人の子供が命を落としているという、これは国連の水資源報告書にある数字なんです。この水をめぐって、本当に国家間の紛争すら起きているという現状にあります。今後も、世界的な環境の悪化に加えて発展途上国の工業化、人口の増加などでますます水の需要がふえることから、水不足が深刻化するということが予想されるわけであります。

柳津町では、至るところにきれいな湧き水、清水があります。寺家町の大清水を初め漆峠や鳥屋、そして琵琶首など、すばらしい水があります。至るところにあるため、それが当たり前のような感覚でいるわけですが、しかし、これは貴重な資源としてもっともっと光を当てていく必要があると私は感じておりますが、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

今、議員のおただしにお答えいたします。

現在、寺家町の弘法清水につきましては、町民の方はもとより、町外の近隣市町村の方々も毎日のように柳津町に水をくみに来ております。また、観光客の皆様も足を運んでいただきますので、町の観光資源として一翼を担っているものと考えております。その他の湧き水、清水等につきましては、現在、未調査であります。今後、地区の意向を聞きながら調査を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

最近、飲み水というのは、買って飲むのが一般的になってきております。特に、都市部では当たり前のように水を買って飲んでいる。スーパーやコンビニに行けば、硬水だ軟水だとさまざまなメーカーの水が店頭で並んでおります。500ミリリットルで120円ぐらいですか。ガソリンが1リットルで125円ぐらいですから、水がガソリンの倍の値段で売られています。それを考えるだけでも、水の資源としてのポテンシャルの高さがわかるかと思えます。この水資源、水源と言ってもいいのかもしれませんが、保全をしていかなければならないということでもあります。

答弁にもありました。ふくしま森林再生事業等による山の再生とごみの不法投棄防止に向けたPR、これも非常に大切なことではあります。それに加えて、私は権利の保全に目を向

けていただきたいということでもあります。通常、水源は誰のものかといえば土地の所有者のものであります。土地の所有権を持てば、水の権利を取得できるわけでもあります。仮に、悪意を持って取得しようとする者、あるいは、利益を得ることを目的とした外国の方とか、こういった方が土地取得に動いても、現時点では町はそれを阻止するということにはできないと思いますし、土地の登記が完了するまで知ることすらできない、そういうことだと思います。こういったことでは本当に困るわけでもあります。この点、町はどのように考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

お答えいたします。

登記につきましては、確かに登記が完了していないとわからないという点がございます。町としては、水源の保全をしていかなければならないと考えております。個人所有または地区所有の水源につきましては、あくまでも個人、地区で施設を維持管理しておりますので、町としては今後、水源の所有者と話し合いをしながら水源の維持管理をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

今の課長答弁ありましたが、大切なこの水資源を柳津町や柳津町民が資源として利用できなくなってしまう可能性があるということなんですね。一日も早く、主な水源の水質の検査、湧き水、清水の水源の調査を行って、さらに土地所有者の権利関係を調査すること、有望な水源にあっては早急に町が所有権の取得をする、それで権利の保全を行うというその必要性を私は強く感じております。今後、この水源、水資源をどのように生かしていけるかというのは、まだ不透明ではありますが、いずれそのときに備えて権利の保全に万全を尽くしていくということが大切だと思いますが、この権利取得に対して、所有権取得に対しての町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

議員のおっしゃるとおり、水源は大事な町の財産でございます。水源につきましては、個人または地区の皆さんの大切な財産でもありますので、今後、簡易水道整備の見直し等を踏まえながら、地区の皆さんと十分に話し合い進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

私のこの質問の趣旨は、ある意味、観光振興にもつながる部分でもあります。いわゆる観光や産業の振興という部分で、この水の資源を生かしていくときがやがて来るだろうというような想定のもとに私は今、質問をしているわけなんです。私としては、この観光産業の振興に必ずや役に立つと確信をしております。素早い対応というものを要望して、次の質問に移りたいと思います。

3つ目、只見線の復旧の対応についてということでございますが、只見線の復旧に備えて各関係団体あるいは関係自治体、さまざまな対応・対策を考えて実際に動き出しております。特に、奥会津振興センターや只見川ライン観光協会などが取りまとめながら、只見線を活用した沿線市町村交流利用促進活性化事業であるとか、あるいは着地型観光の推進事業などを今、実施しているところであります。柳津町内でも、先ほどの答弁にもありましたけれども、外国人観光客を呼び込むためのインバウンドの推進を図るために、観光商工関係の方々や旅館関係の方々、そういった団体がいろんな動きを見せてきているところであります。

今回は、私の質問はそれと別に、鉄道が大変大好きで、写真を撮ったり実際に乗って楽しんでいる方々の話をもとに質問、要望をしたいと思います。

まず1つは、線路沿いには大変多くの杉の木がありまして、車窓からの景色が遮られて、せっかくの美しい景観が楽しめないという話をいただいております。逆に、外から只見線の車両を見たり写真に撮りたいという人も、この杉の木が邪魔してよく見れずに非常に残念だと、そういった話をいただきました。現在、町で行っている景観整備事業、これは主に国道沿いの木の伐採に限定されるのかもしれませんが、計画的に只見線沿線の杉の木の伐採を実施することが只見線の魅力アップに必要なのかなと、そういう思いがあります。鉄道ファンの貴重な意見ですが、どのような対応、対処が可能なのかお伺いをしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

只見線沿線の杉の木の伐採ということかと思えますけれども、確かに車窓から見ましても外から写真を撮るにしても、撮影の支障となっているかと思えます。これにつきましては、柳津町だけの問題ではなくて只見線沿線の自治体全体にかかわることになりますので、町長の答弁にもございましたが、今後設置されます只見線利活用ワーキンググループや只見川ライン観光協会などの関係団体との協議の中で、そういった沿線の杉の木の伐採について実施が可能なかどうか、また、別の事業等でも実施できないか、内部のほうで調査してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

それと、もう一つ要望があります。これは、只見線の車両をいろいろな場所や角度から見られたらいいなという声でありまして、そのために、只見線に沿って遊歩道あるいはトレッキングコース、こういった整備ができないかというようなことであります。歩きながら、今まで見たこともない場所で車両を見たり写真におさめられたらどんなに素晴らしいかと、愛好者の方々はおっしゃっておりました。カメラの撮影ポイントなども設置をして、ここがいいとなれば、必ずそこに行って撮影したくなるというようなことらしいです。こういった遊歩道の整備には、今ほど地域振興課長の話もありましたけれども、やはり沿線町村との調整や連携、こういったものが当然必要になってくると私も思います。ただ、興味深い意見だけに検討していただきたいというようなことでありますが、こういったことを実現できるというのはやはり町しかありません。個人がやろうとしてもなかなかこれはできないことありますから、おもしろい話だと思いますけれども、こういったことに対して町はどのように考えるかお伺いしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問であります。只見線沿線に遊歩道の整備ができないかというご提案かと思えますけれども、沿線の遊歩道整備につきましては、沿線全部に遊歩道を整備するとい



うのは危険箇所などありますので難しいと思いますけれども、杉の木の伐採が実現できれば新たな沿線のビューポイントもできるかと思っておりますので、それにあわせて、短距離の遊歩道的な、写真を撮れる場所などを整備することは可能かなというふうに思っておりますので、伐採とあわせまして、今後できますワーキンググループなどの関係団体と協議をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

さらに、恐縮ですがもう一つ提案があります。これは、杉を伐採し、景色の見通しがよくなった後に、これは町民の皆さんの協力などを得て、土手やあるいは耕作放棄地などに四季折々の花を植えるような運動を展開できたらいいのかなと、そんなふうに思っております。さらに只見線に乗るお客様の楽しみがふえるということを考えれば、やってみたいなど、そんなふうな思いがあります。美しい景色を維持して、そして感動していただくためには、どうしても人の手をかけていかなければいけないということでもあります。只見線に一人でも多くのお客様を呼ぶための3つの提案であります。沿線自治体をリードしていくような柳津町の対応、これを期待したいと思っておりますけれども、この3つ目の提案についても、恐縮ですがけれども答弁をいただきたいと思っております。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

只見線沿線に花などを植栽するご提案ということかと思いますが、町民や関係団体などに呼びかけまして、沿線の遊休農地などを活用し、菜の花とかコスモスなどを植えていただけるような取り組みを、柳津町だけではなくて沿線の町村での取り組みということで実施していければいいなというふうに考えておりますので、その辺も今後、ワーキンググループ等で話し合いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

それでは、最後になります、柳津駅の利用についてであります。今、ちよい乗りなどと称して、バスなどに柳津駅に来て只見線に乗車をし、そして川口駅まで乗って、また、川口駅でバスに乗りかえて帰っていくお客様がかなりいらっしゃるというような話を聞きました。現在、柳津駅は単なる只見線に乗るための場所になっております。多くのお客様が集まる場所になりつつあるので、少しの時間滞在できるようにして、柳津の情報を発信をしたり、例えば語り部の方に来ていただいたり、観光ボランティアの方々に何か話をしていただくというよなことをしたり、お土産品やまんじゅうなどの販売ができるような施設に変えていくことが必要なのかなと思います。当然、これはJRとの協議なども必要になってくるのかもしれませんが、もし必要ならばぜひやっていただきたい。柳津駅の利用のあり方というものを今ここで真剣に検討いただくように要望して、これを最後の質問にしたいと思いますので、答弁をお願いいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件でございますが、現在、柳津駅の利用としましては、町のパンフレットや奥会津町村のイベント情報など、チラシとかポスターの設置、また、スタンプラリー時のスタンプポイントなどで利用しているところでございます。お土産等の販売につきましては、駅はJR所有のものでありますので許可を受けなければならず、販売手数料もかかってくると思われま。お土産販売等に町が直接かかわることはできませんけれども、議員がおっしゃったようなことを含めて、只見線の利活用、利用促進を図るためにも、今後、各団体と協議のほうをしていきたいというふうに思います。

以上であります。（「終わります」の声あり）

○議長

これをもって小林 功君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで、暫時休議いたします。

再開は13時、1時ちょうどいたします。（午前11時53分）

○議長

議事を再開いたします。（午後1時00分）



○議長

次に、岩淵清幸君の登壇を許します。

1 番、岩淵清幸君。

○1 番（登壇）

さきに通告したとおり、質問いたします。

学校給食における地産地消の取り組みについて。

今年度、学校給食センターが建設され、また、昨年、三島町との協定も締結され、30年度から三島町の学校へも給食が配達、供給されることになったわけですが、学校給食における地産地消の取り組みは、食の安全・安心という観点からも有効であります。また、学校給食は、単に成長に必要な栄養や活動に必要なエネルギーの補給という面ばかりでなく、食事のマナーや食材・料理についての知識などを児童生徒に知ってもらい、地域の農業や歴史・文化・風習を学習するための生きた教材として有効な活用が図られることは広く知られているところです。

中でも、地域の食材を多く利用することは、とても重要であります。平成17年6月に制定された食育基本法において、学校給食における地産地消の推進が掲げられました。都道府県単位での地場産品の割合を平成22年度までに30%以上としていたものを、達成できないため、平成27年度までに30%以上とすることを目指し、また、国産の食材の利用率を80%以上とすることを目指すことになっているようですが、現在、柳津町ではこの目標を達成しているのかどうか伺います。

また、農林水産省においては、学校給食や福祉施設での地場食材の利用拡大の取り組みを、6次産業化ネットワーク活動交付金ということにより支援しています。その中には、学校給食における新メニューの導入実証やメニュー・加工食品開発などの取り組みなども含まれております。今後、柳津町においてもこの制度に取り組む考えがあるのか伺います。

次に、今年度は、出雲崎町との姉妹都市提携30周年の記念の年でもあります。当然、各分野においてさまざまな交流事業が計画されておりますが、学校給食においても出雲崎町の食材もメニューに加えるべきと考えますが、そういう計画があるか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（登壇）

1 番、岩淵清幸議員のご質問にお答えします。

議員おただしの学校給食における地場産品の使用割合が、平成27年度まで数値目標が達成されておらず、国では引き続き、平成32年度まで目標値以上とすることを目指しているのが現状であります。

このような中で、本町の学校給食における昨年度の地場産品の活用状況調査による使用割合は、県産食材で37.4%、国産の食材では90%を超えております。そのうち、野菜類は町内の各種野菜部会から農協を通じて学校給食センターに納入いただいております。生産者個人からも直接、納入いただいているところでもあります。なお、米につきましては、100%地元柳津町産を使用しております。目標数値から見れば数値はクリアしておりますが、地場産品をより多く活用していくとともに、学校給食を通して児童生徒が地域の自然や食文化を学び、より一層教育的効果が得られるよう地産地消に努めてまいりたいと考えております。

また、来年度には三島町と共同での学校給食が開始されますので、両町の地元食材の活用について具体的な話し合いをしてまいりたいと考えております。

次に、6次産業化ネットワーク活動交付金事業の活用につきましては、県の農産物流通課に確認しましたところ、本町を含め、県内における学校給食関連での活用事例はいまだないということであり、県内の各給食センターの取り組みといたしましては、地場産品の使用促進に努めているという現状であります。町としましては、地場産品を優先的に使用していくことに加え、6次産業化ネットワーク活動交付金事業をどう有効に活用できるのかを踏まえて検討してまいります。

次に、学校給食に出雲崎町の食材を加えてはとの質問につきましては、姉妹都市である新潟県出雲崎町と協力し、両町の特色ある地元産品を学校給食の食材に取り入れることは、お互いの地域の特性や食文化の理解につながり、子供たちの交流が深められることが期待できますが、定期的な納入や物流コスト、保護者の給食費負担等もありますので、今後、出雲崎町と話し合いをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

1 番、岩淵清幸君。

○1番

地元の食材を給食の材料に使うということは、先進地の例などを引いてみますと、新鮮でおいしいために残食が少ないとか、市場を通さないため安価で購入できるなどのメリットがあり、また、農家にとっても包装を簡略化できると、あるいは市場の手数料がかからないとか、あるいは、物によってはA級品だけじゃなくB級品あるいはそれ以外のものも対応が可能であるというようなこともあるので、町の負担も軽減され、農家にとっても利益のある話しであるというふうに思われますので、ぜひ町の農産物を大いに利用していただきたいと思うわけであります。柳津で大体私が考えて聞いているところでは、アスパラガス、キュウリ、トマト、ニンニクやインゲンといったところではありますが、こういったものが昨年、どの程度、回数あるいは重量で使用あったのかということと、さらには、それ以外の品目もあったのかどうかお伺いします。

○議長

教育課長。

○教育課長

ご質問にお答えいたします。

今現在、今ほどおただしの中に、各生産部というのが町なかにございます。こちらにつきましては、地産地消の打ち合わせ会というものがございまして、今出てきました5種類のニンニク、アスパラ、インゲン、キュウリ、トマトを納品いただいているところでございます。また、個人農家から納入をいただいております、こちら具体的には1件になりますけれども納品をいただいております。

その中で、含みになりますけれども、大きいものでトマト、こちらにつきましては、個数になりますけれども、年間で使っているのが約100個ほど、キュウリにつきましては123キロほど、インゲンにつきましては18キロほど、アスパラにつきましては48.3キロほど使わせていただいております。それから、給食に含んで提供される回数ですけれども、約70回前後という数字になってまいります。

また、こちらは部会からいただく内容でございますけれども、個人農家からはジャガイモやタマネギ、ニンジン、キャベツ、ダイコン、ゴボウ、ピーマン、サトイモなどなど、多数、その時期に収穫できる食材を、限られた数量、必要とする数量になりますけれども納めていただいている状況でございます。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

いろいろ柳津の産品を使っているということでございますが、学校農園でもいろいろ栽培しているものもあると思うので、そういったところも当然使われていると思いますので、その辺は答弁は結構でございますが、先ほど出てきた生産組合という形もありますが、学校給食に早くから取り組んでいる地域では、地域の J A との協定というか、連携がかなり図られているところもあるわけございまして、例えば柳津の場合ですと、トマトなど収穫する時期が夏休みの時期にかなり多く収穫できるというふうなことで、夏休み期間中に収穫したものはなかなか学校給食に使いつらいというようなこともあるわけですが、一次加工あるいは冷凍、あるいは粉末、乾燥とかいうような加工を、一次加工をしてもらうようなことによつて利用することも可能だと考えるわけです。そういったことを、これからも J A との連携というのはかなり必要な部分になるんじゃないかと思っておりますので、今後、J A との話し合いをどのように進めていくのか、そういう考えがあるのかどうかお伺いします。

○議長

教育課長。

○教育課長

お答えいたします。

現在も学校給食では、地元産の野菜ということで、まずは生産者から農協に納品いただいて、J A から学校給食センターへ直接納品をいただいております。一言で野菜といいましてもさまざま、数もありますし種類もございまして、その食材につきましては、現在も学校給食の地産地消の打ち合わせ会をもって納品いただいている食材でございますけれども、この 5 品目以外にもさまざま野菜ございまして、給食に必要な量、確保がいただけるのかなどの協議が必要ですが、確認していかなければいけない事項だと思っております。

地産地消という観点では、地元 J A の協力なくしては行っていけないというふうに認識しておりますので、今後、この指定以外の食材に対してまとまった数量で定期的に、また、定時に納品いただけるかなど、前向きにお話し合いをしていきたいと考えております。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

食材の仕入れには、ものの本によりますと、食品添加物の少ないもの、低農薬のもの、地

元のもの、産地直送のものなどを考慮すべきだというようなことをうたわれています。実際、米など、肉、魚介類、牛乳、加工食品、調味料などの仕入れ先について、言えない部分もあるのかと思いますが、公表できる部分は教えていただきたい。

○議長

教育課長。

○教育課長

ご質問にお答えいたします。

初めに、米でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど教育長からもございました柳津町産の米を100%利用しております。こちら、公益法人の福島県学校給食会、こちらのほうを通じて町のほうに戻ってくるということで、こちらの精米するに当たって一時施設を通過するんですが、そちらにつきましては厳重な柳津町産としての米の管理ということで、その品質がまざらないような形で管理していただいているところでございます。

次に、野菜につきましてはですけども、地元農協からの納入はもちろんですけども、地元の個人農家ということで1件、そして、地元スーパーなどから納入をいただいているところでございます。

あと、果物につきましては、主に地元スーパーと、あとは給食用の食品販売業者が2社ございますが、こちらは若松と須賀川にございます。こちらより納品をいただいているところでございます。

あと、肉類、魚介類でございますけれども、こちらも主に地元スーパー、商店を利用させていただいております。また、そこに加えて給食用の食品販売業者、こちらの2社に納入をいただいているところでございます。

あと、牛乳ですけども、そちらにつきましては公益法人福島県学校給食会、こちらを通して、会津地域の乳業会社でございますところから納品をいただいております。

あと、加工食品、調味料でありますけれども、こちらは地元スーパーと給食用の食品販売業者2社というところで納品をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長

1番、岩淵清幸君にお尋ねしますが、今の質問、食の安全の確保という中身もございましたか。質問の中身。（「はい」の声あり）

教育課長に、食の安全確保についてはどのような具体的な方法があるのか、再答お願いま

す。

教育課長。

○教育課長

納品いただいております食材関係につきましては、放射線量等の検査は定期的に行っております。それから、一品検査につきましては、毎食、行わせていただいております。そして、目の届かないところで加工されて手元に届きます牛乳でございますけれども、こちらについても、滅菌方法や仕入れの調査ということになってまいりますけれども、こちらは県会津中央乳業からいただいておりますが、製造販売業者によりますと、農家から原乳を集荷する際に滅菌、放射線の検査をしております。さらに、製造工程に入る際にふた取り検査を行って、安全な原乳のみを納入しております。そして、牛乳に生成する際ということで、高温の殺菌を行っておりますが、こちらにつきましては低温130度、3秒ほどの煮沸で完全に殺菌しているという内容でございました。

以上でございます。

○議長

1番、岩渕清幸君。

○1番

特に牛乳を私はちょっと気にしていたんですが、食材の中で牛乳だけなんですね、毎食出されるというのは。ほかの、野菜という一くくりではあるとしても、単品として毎回出されるのは牛乳だけなんですね。非常に子供の、カルシウムや成長ばかりじゃなくて、安全・安心という意味では、先ほど言った130度、低温による殺菌というような方法もあるし、いろんな方法があるわけですが、生乳納入業者の指導なり、あるいはより生乳に近い味を出すにはどういう方法があるかとか、業界でいろいろ検討されているようでありますが、まず、牛乳は特に重要であると考えますので、特に、町の学校給食センターの関係者が工場の見学に行くなり、視察するなり、何らかの形で安全に対する意識の高揚に努めていただきたいと思います。この件については答弁は結構でございますが。

今の牛乳ばかりでなく、農産物でもそうですけれども、生育の状況とか栽培の方法とか、そういったものに対してやはり町でもいろいろ、町でもというか、教育現場、学校給食現場でもかなり関心を高く持っているんだということを示すためにも、視察等をこれからも続けたり、あるいは子供と一緒に生産者農家との話し合いをすとか、そういった教育面でも重要なことが考えられますので、今後、進めていっていただきたいと思います。これは答弁は



結構でございます。

それで、私、5月と6月の学校給食の献立表を拝見しましたが、学校給食における米飯給食の割合が柳津町は大体60%、週に3回程度ということになっておりまして、私はこれは少ないんじゃないかというふうに考えております。5月では米飯が25回あるうち……、5月は28回ですかね……。まあ、60%でしたが、米と麺類がそれぞれ3回なり5回ということですね。それから、21年度に文部科学省からの米飯給食の推進についてという通知の中で、都市部でも3回以上、現在3回以上のところは4回程度を目標にするよう要請があったと思うんですが、これについてはどう考えますか。

○議長

教育長。

○教育長

今、おただしのことなんですが、平成19年に全国平均が米飯の給食が3回ということになったんですが、21年に通知が出まして、3回未満の地域がまだあるということで、3回未満の地域については3回程度を目指しなさいと、3回以上を設定している地域においては週4回程度に増加を図るよう努力するというような通知が出ております。これについては、確かに米飯をふやすということについては異議のないことではありますが、学校給食の目標が、子供たちの将来、例えば簡単に言うと、ひとり暮らしをしたときに日常生活の健全な食生活が営めるかどうかというようなことも視野に入れながら、望ましい食習慣を養うということを大きな目標としてやっておりますので、そういう意味では、子供たちには食を選ぶ判断力といったものも身につける必要があるかというふうに思っております。

さらに、学校給食においては、各成分の摂取量につきましても細かな規定がございます。例えば、エネルギー量等については、児童生徒の食生活を調査したところ、既に望ましいエネルギー量をオーバーしているような実態もあるといった問題もございますので、そういった基準に照らし合わせながら、子供たちが一番目指すところは、給食で子供一人一人の嗜好の偏りが少しでもなくなって、正しい判断力を持って豊かな食生活が営めるようにという目標に照らし合わせて、この米飯の回数についてもこれから考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長

1番、岩渕清幸君。

○1番

私が調べた中で、2007年の調査では全国平均で3回、福島県は3.1回、一番多い県は高知県で4回、最近はふえる傾向にあって、2017年の調査ではたしか全国平均で3.4回というふうになっていると思うんですね。現在、柳津で週3回というのはどうしても少ないというふうに思わざるを得ません。農業県であり、特に福島県、この会津地方は、米作、水田農家が結構多いし、味も特Aだということになっておるので、米飯給食の回数をふやすことは何も大した大きな問題はないんじゃないのかなというふうに思っております。一気に4回にするというのはなかなか、今ほど言われたエネルギーや取り入れなくちゃいけないような縛りの中で、献立等の考慮も必要になると思うのでなかなか難しいことが考えられると思うんですが、一気に4回にしなくても、3.5回、隔週に4回にするとか、いろんなことを段階を踏まえながら4回をぜひ目指していただきたいと、そういうふうに思いますので、その辺の考え方を再度しっかり持ってやっていただきたいと思います。農家にとっても大変ありがたいことだと思いますので、この辺のところを、日本食がすごく見直されているいい面でありますので、ぜひ検討をよろしくお願いします。その返事はあれですけども。

2番目の問題に入れました6次産業ネットワーク活動交付金の支援事業ですが、いろんな取り組み方があるかと思うんですが、他の町村でやっていないからというのは大した理由にはならないと思うんですけども、地場食材の生産量や需要量の調査、研修会の開催あるいはメニューや加工食品開発、学校給食における新メニューの導入実証などというものに対して補助金が出る、応援しますよということでもありますので、ぜひ検討して、学校の子供たちも喜ぶような、あるいは町の特色ある柳津町の給食ということを考えても検討するに値すると思うんですが、いかがですか。

○議長

教育長。

○教育長

現在の柳津町の学校給食の課題は、平成30年度に三島町と合同で実施をするということにあるというふうに私は認識しております。三島町の子供たちは今まで学校給食がなかったということであって、そのためのいろいろな課題を抱えていたということが現状でありまして、子供たちにおいしく、楽しく食べていただくことをするためには、今後、三島町の学校あるいは教育委員会との食のメニューも含めた具体的な話し合いが必要になってくるというふうに考えております。初めて給食を食べることになる三島町の子供たち、そして、今まで柳津町の給食にずっとなれ親しんできた子供たち、その異なる対象の2つの子供たちにし

っかりと給食を食べていただくために、どのような中身にしていったらいいかという話し合いの中で、今のメニューの開発等につきましても必ずや話題になるというふうに考えておりますし、そういったことについては十分に話し合いを重ねていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

その辺はよろしくお願いします。

新しい給食センター、新しい施設ということですので、原点に戻って、学校給食の意義について考えたり、新たな一步を踏み出してほしいと思います。

最後になりますが、出雲崎町との食材のお互いの提供とかそういったことについてですが、なかなか出雲崎町の生の魚介類をそのまま使うというのは、多分、コストの面やあるいは衛生の面も含めますとなかなか難しいんだろーと思いますが、加工品あるいは乾物類、出雲崎町のそういったものを利用することは十分可能だと考えておりますが、その点についてはどうですか。

○議長

教育課長。

○教育課長

お答えをいたします。

出雲崎町は、かねてからタラの絶好の漁場と聞いております。有名でありますけれども、残念ながら出雲崎町のタラは使用しておりませんけれども、柳津町の給食に出雲崎町の郷土料理でもあるタラ汁を出しております。こちらにつきましては、郷土の文化やそういった今までの歴史を、給食の中で生徒・児童たちが学んでいるところでもございました。やはり、物流のコスト、議員おただしの内容でもございますけれども、そちらについていろいろ両町と話し合いをしていかなければならないとは考えております。

また、出雲崎町には酪農の組合、良寛牛乳というのがございまして、そこでは乳製品等をつくっております。この中で、出雲崎町の学校では給食に牛乳が出されているところで教えていただきました。その加工品であれば使用可能かもしれません。これにつきましても、学校給食会においての地元乳製品、3業者等ございますので、こちら、県が契約しているものであって、そういったところの各機関との調整や、やはりこれにつきましても出雲崎町様の

ほうとの話し合いというところで、物流として接点があれば使用していくことができるのかなというところで、前向きにこの件につきましては具体的に話し合いをしていきたいと思  
います。

以上です。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

最後の質問になります。

食材についてはそういういろんなこともあると思うんですが、もう一つは、郷土料理と言  
われるもの、会津の郷土料理、あるいは出雲崎とかあるいは三島町の郷土料理、そういった  
もののお互いのレシピを交換し合って、そういう郷土料理における交流、交流と言っていい  
かどうかわかりませんが、そういったものをお互いに交換し合って、先ほど出ましたタラ汁  
というものがありますが、会津にも誇れる、子供たちが喜ぶかどうか別にしましても、こづ  
ゆとか山椒ニシンとかあるわけですが、それ以外のものも含めまして、レシピを交換しなが  
ら、ぜひそういうことも進めていただきたいと考えております。

せっかくの、柳津と出雲崎の交流事業も30年ということで記念の年でもありますし、今後  
さらに進化、深めていく上では、食の交流もなかなか大切なことだと考えますので、ぜひそ  
の辺のことをお答えいただいて、私の最後の質問になりますのでよろしく願います。

○議長

教育長。

○教育長

ご提案ありがとうございます。学校給食の中では、これまでも、例えばもう何年も前にな  
りますけれども、オリンピックが行われたときに世界各地の料理というようなことで、子供  
たちにもいろいろな料理を紹介し食してもらおうという中で、いわゆる食の経験をふやし、先  
ほど申し上げましたように、食を選ぶしっかりした判断力を身につけるといことのための  
1つの経験とさせておりますので、出雲崎町との交流ということを機会に、こういったそれ  
ぞれの郷土料理のレシピを交換しながらお互いの理解を深めるということは可能かと思いま  
すので、現場サイドとよく話し合いをして進めていきたいと思っております。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1番

終わります。終わりますが、原点に戻るといふことで、しっかり、よろしくお願ひします。  
終わります。

○議長

これをもって岩渕清幸君の質問を終わります。

次に、磯目泰彦君の登壇を許します。

2番、磯目泰彦君。

○2番（登壇）

それでは、2点について通告のとおりご質問したいというふうにお願ひします。

まず、1番、軽井沢銀山についてであります。

12月定例会の一般質問において、文化財の保存及び継承について質問した中で、軽井沢銀山の煙突の調査結果を踏まえて、今後どのように対応していくのか町の考えを伺います。

続いて、2番、ふれあい号について。

現在、ふれあい号は11路線が運行されております。そのうち、有償運行は9路線、10月に改定予定であります。無償運行の2路線につきまして、まちなか線については現在、4月より3便を増便してそれに伴う時刻改定を4月に実施し、増客につながったということに聞いております。しかし、さらなる利便性の向上と町内観光周遊バスの可能性も含めた今後の町の考えを伺います。

以上2点、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（登壇）

2番、磯目泰彦議員の初めのご質問にお答えいたします。

軽井沢銀山跡の煙突の調査につきましては、平成29年2月に調査を完了しており、調査報告書の結果では、煙突に極端な傾きやずれ、煙道内の損傷はなく、煙突そのものが直ちに倒壊する危険性はないと推測されるとの報告を受けております。

しかし、頂部及び柱脚部の凍害が深刻で、頂部については崩落または崩れかけており、強風などの外的要因でれんがが落下する危険性があり、柱脚部においては凍害が進行している状況であることから、安全対策を講じることが適当であるとの意見をいただいております。

この報告書をもとに、平成29年3月の柳津町文化財保護審議委員会で軽井沢銀山大煙突を町重要文化財に指定することが適当か協議をいただきましたところ、既に根元部分につきましては根巻コンクリートの施工によりもとの形状が変更されていることや、煙突のみの町文化財への登録は不適當とのご意見をいただいております。

以上のことから、当分の間、方法を工夫しながら安全対策を講じていくことが適當であると考えております。

以上です。

○議長

続いて、答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

2番、磯目泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

町民バスふれあい号のダイヤ編成につきましては、町民及び各学校からの要望を受け、本年4月に改定をしたところであります。さらに、支所本庁線の利便性向上のためにダイヤ改正及びまちなか線の増便を図っております。

議員が言われるとおり、本年10月に道路運送法に基づく有償運行登録更新による運行体系及びダイヤ改正を予定しており、この変更のためには、本町を含めた会津坂下町、三島町と合同で編成した会津西部地域公共交通会議の開催及び了承が必要となります。

そこで、事務効率の向上等を目的として、今回の登録更新時には町単独の公共交通会議とすべく、既存会議の解散とあわせて新会議の設立に向け、事務を進めているところであります。

また、まちなか線を中心とした町内観光周遊バスであります。常時、町内を周回する循環バスが運行されればたしかに町民の買い物の足として、また、JR等の公共交通機関を利用して来町されるお客様、観光客のみならず、マイカーでの来町者にとっても大変便利になると予想されております。

しかし、ふれあい号は現在、本庁地区、支所地区、各3台の車両によって運行されております。各路線沿線住民、特にマイカー等のない方の貴重な交通手段となっております。さらに、スクールバスとしての機能も有しているため、周遊バスを兼ね備えるには大変厳しい現状であると、そのような認識を持っております。

これらを踏まえて、ことし10月の運行体系等の変更に当たっては、町民はもとより、観光

客等の利便性向上及び乗車人数増加へ向けて、観光関係機関等との調整や地域の住民、各学校等からの意見聴取、さらには他の公共交通機関との緊密な連携が必要となりますので、今後、十分な協議検討を経て、効率的かつ効果的な運行体制が編成できるように努めてまいりたいと、そのような考えを持ち合わせております。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

2番、磯目泰彦君。

○2番

それでは、再質問に移りたいと思います。

まず、軽井沢銀座について質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中にもございましたが、本年2月に銀山の調査結果ということで、煙突の状態は現在緊急を要するものではないが凍害が懸念されるということであります。現在、その中であって、現状維持案ということで約630万円、そして柱脚補強案で約620万、そして、耐震補強案で、2種類ございますが7,000万から1億9,000万円と大変膨大な金額の概算が出たわけであります。最終的には解体撤去案ということで670万円ということではありますが、総括のほうで、解体より安価なコストで補強を行い、地域のシンボルとして生かすことも可能であるとの報告がつけ加えてあったわけであります。ここはやはり、町としても今後の方針をきちっとお示しをしていただきたいというふうに思っておりますので、ここは保存か撤去かというところをお答えいただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長

公民館長。

○公民館長

ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

今回の調査報告を受けまして、軽井沢の銀座煙突の構造物としての現在の詳細な状態を把握することができました。煙突に使用されているれんがが陶器質で吸収しやすい大変に弱いれんがである、そういうれんがが多いということでありました。さらに、足場を組み、各煙突の4面のれんがの詳細な状況を把握して、各方面の損傷が異なることも判明しております。さらには、煙突の内部に小型カメラを入れて、内部の状況を調査して内部の状況も把握しております。さらには、今、磯目議員がおっしゃったとおり、煙突の維持、保存及び撤去の費

用が示されております。まずは安全第一を考えながら対策を今後、講じてまいりたいと考えております。

ご質問の保存か撤去かというご質問につきましては、軽井沢銀山の煙突が歴史的な建造物であることの重要性を踏まえ、今後、皆様のご意見をお伺いしながら判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

大変前向きなというか、保存していただけるような方向になるのかなというふうに私は解釈をしました。しかし、この報告書をいただきましてずっと目を通させていただきまして、さまざまな方のご意見なども載っております。この報告書、当然、町長、そして教育長、見られていると思います。町長と教育長の率直な、この報告書を見られて、率直な意見をお一人ずつお聞きしたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長

では、教育長。

○教育長

大変苦慮しているところでございます。というのは、軽井沢銀山、県のほうから産業近代化遺産というふうに指定を受けてはおりますけれども、煙突以外の鉱山の状況を示すものが何一つ残っていないと。そういった中で、果たしてそれを例えば町外の人・町内の人に見ていただいて、どれほどのそういった、何ていうんですか、学ぶものがあるのかということにつきましては、今のままでは大変薄いものだというふうに思っておりますし、さて、それを例えば撤去するということになれば、まさに歴史の一部が全く具体的な姿を消してしまうということになります。

なぜそのような状況になったかということについては、以前にも調査の中で報告がありましたけれども、柳津町と鉱山のかかわりといったものが大変薄いものであると。つまり、鉱山の産物であるものについても、町を経由してではなくて直接、会津平のほうに行っている、高田経由のほうで行っているというようなこともありまして、町との歴史的な結びつきが薄いと。種々そういうような状況がございますので、今後、町内・町外の皆さんの意見をいろいろ聴取しながら判断を進めていくしかないだろうというふうに私としては考えております。

以上です。



○議長

町長。

○町長

お答えをしたいと思います。

この鉱山については、煙突ばかりではなくて当初のころは鉱山もありました。その中で、我々も実際に中をめぐって、鉱口から入って出口までしっかりと歩いてまいりましたが、観光の部類に入るような状態ではありませんでした。それは、入ってもかっぱを着て完全武装をしないと完全に出口まで行けないという状況でありましたので、その後、第三者に渡りながら今、教育長が言ったような経過をたどっております。

そういった関係で、やっぱり皆さんに見て楽しんでもらう、そしてまた、歴史的な文化財としてもそれを指定していくにはちょっと物足りないということを感じております。最終的には、この調査を踏まえて、多くの皆さんの意見を聞きながら、そして、最終的にはやっぱり危険なものだと皆さんが認めた場合には最終決断をせざるを得ないと、私はそう思っております。当分の間、この煙突については危険性、すぐに倒壊するようなおそれはないということですので、当分の間は危険性を回避しながら皆さんに見てもらおう状況をつくっていきたくて、そのような思いでいるわけでありまして。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

お二人の率直な意見ということでお聞きをしました。

これは今後、保存ということを決めるのであれば、本当に長期的に、これはレガシーとして、柳津のレガシーとして残していかなきゃいけないんだというような思いであれば、やはり当然費用がかかってくるというのはこれは誰にでもわかることでもあります。これにつきましては当然、国や県、そしてやはり町、そして町民の方々の熱い思いがないと、なかなかこの文化財という部分で登録はできないのかなというふうには思っております。

しかし、先ほどの答弁の中にもありましたが、煙突の根元の部分、いわゆる根巻のコンクリート、この施工によって文化財等の指定がちょっと弱い、厳しいというような答弁をいただきましたけれども、実際、その施工をしたのは町であるわけですね。ということは、その段階で煙突としての文化財という価値を、いわゆる可能性を閉ざしたというような責任があるというふうに私は考えております。なぜその根巻の工事をするとき、ゆくゆくはとい

うことであればどういう形がいいんだというようなことで、しっかりと判断をしながらその根巻工事についてもやらなかったのかというふうに私は疑問でなりません。

それについて、当時ということではあるとは思いますが、それについてどのような判断で根巻工事をやられたのかちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長

公民館長。

○公民館長

それでは、平成4年当時の根巻工事の件についてお答えしたいと思います。

平成4年度に柳津町のほうで民間のほうから町が譲り受けたこの大煙突であります。その当時、結局、緊急を要していたというのか、倒壊するおそれがあったということで早急な工事が必要であったというふうに認識しております。それで、寄附を受けた時点で、現状を復旧する、れんがを積み直すなどということの技術的な問題、さらには費用的な問題がネックになっていたのではないかとこのように推察されます。ですから、その当時、まずは安全を確保しなければいけないということで、柱脚部分をコンクリートで補強して補強を優先したことは適切な判断であったというふうに考えております。

以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

緊急を要するというので、文化財どうのこうのということよりも安全を重視したんだというようにただいまの答弁であります。安全を重視するというのであれば、撤去もあったのかなというふうに私個人としては考えます。残せばそれだけお金はかかるわけですよ。その段階で、譲り受けたということは、町として今後、何かに活かしていきたいというような思いもあったのかなというふうには思いますが、今現在となっては平成4年に寄附を受けてから約25年になるんですか、になるわけですが、十二分にその間、凍害やその他保全について、安全対策ということではやってこられたのかなとは思いますが、保全についてはなかなかやっぱり進まなかったということが現在の煙突の損傷につながってきているというふうに思いますので、なぜもっと早く、譲り受けてから損傷が激しくならない前にできなかったのかなと、もっと早く対応をなぜしなかったのかなと大変疑問に思うところであります。その点について、なぜこれだけ期間があいたのかをちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

24年のうち、5年ないし6年については私の責任のもとでやっておりますのでお話をさせていただきますたいと思っています。

就任した当初、煙突について残っていた資料というのは、歴史的な状況について調査した資料のみでございました。あの構造体について、どのような構造であるかについては、平成4年に根巻コンクリートで倒壊を防ぐという施工しましたという、それだけでございまして、構造的なものでどういうことになっているのかと、そういったことの調査については全く手つかずであったわけです。その手つかずであったという要因については、基本的なそういう情報不足ということが1つは言えると思います。もう一つは、対象とする構造物が大変に大きいために、町に対しての教育委員会として、費用負担についてこれだけのものをすべきであるかどうかというその判断、なかなかつかないかなというふうに思っておりまして、私が就任してから何年かかかってようやく調査にこぎ着けたというのが事実でありますので、その間の凍害等の進行について責任を問われれば私に責任がないとは言えないというふうに思っておりますが、凍害であるといったものが現状としてはっきりわかったのも今回の調査の結果でありましたので、今までそういったいろいろな要素が絡んで状況を大きく変えることができなかったということについては、大変申しわけなかったというふうに思っておりますが、今回、具体的ないろいろな情報が提供されておりますので、これから判断が少し加速して進むものというふうに考えております。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

24年間かかったということだと思います。とりあえず、今回200万の調査費用をかけて、大変内容的にもしっかりとした報告書が上がってきておるわけでございます。これを無駄にしないように早急に、煙突のほうは保存または撤去という回答を近々出していただきたいというふうに強く要望をして、軽井沢銀山については質問を終わらせていただきます。

続きまして、ふれあい号について質問をさせていただきます。

まず、本年4月から時刻改定ということで、乗車人数のほうが微増ではありますがふえたということではありますが、これはこの人数が増加したということの要因として考えられるこ

とは、こういった部分が重要に考えられるかということをお聞きしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

議員のご質問にも書いてあるとおり、本年4月にダイヤ改定をしております。そのダイヤ改定の1つといたしましては、本年第1回定例議会の中で同僚議員より、支所本庁線の接続が悪いというようなご質問がされました。それを受けて、有料路線でない部分でございますので、それについては対応を考えたいということでこの4月にそれを実施したという部分でございます。それに伴いまして、本庁支所線を利用される乗客の方がまちなか線を利用したということになりますので、乗車人員が上がったという要因につながったというふうに私は思っております。

以上でございます。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

それでは、今のお話であれば、やはり利便性が向上したと、時刻改定によって利便性が向上したんだというような結果に結びついたというふうに理解しているのかなというふうに思っております。

例えば利便性の向上ということで考えていくのであれば、先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、町内の周遊バスによる、これもやはり利便性の向上、予想されておりますという答弁であります。乗車人数増加、そして町内活性化。現在、診療所のほうにはちょっと送迎のほうがなされていないようなので、こちらのほうをぜひともお願いはしたいなというふうには思いますが、あわせて町内活性化、そして観光、さまざまな面でこのふれあい号を活用していかなければいけないというふうに思っております。

3台で大変厳しいという答弁でございますが、私はこれは思い切って1台増車してもいいし増便してもいいのかなと。そのくらいの思いでやっていただければ、活性化にもつながっていくのではないかなというふうに思っております。そこら辺、増車、増便についてはどのようにお考えかお聞きをしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

周遊バスという考え方でございますので、多分まちなか線を指しながら、国道252号線を経由してぐるっと回るようなコースの話かなというふうには思われるんですが、そこで増便するという形になった場合には、やはり新たなバスという部分が出てくるという可能性もございます。その中で、もう一つ考えられる方法といたしましては、先ほどまちなか線については無料の運行のバスの区間であるというふうなお話をして、本庁支所線とのつながりを持たせたという話をさせていただきましたが、無料区間であるまちなか線の1便でも、2便でもいいと思うんですが、可能であるならば252を周遊できるようなコースを、全部に組むことは非常に難しいとは思いますが、そういうことが可能かどうかについても、今後、バスの時刻を整備する上で見ていきたいと少し考えているところでございます。それによって、新たな増便をしないでも、今ある既存のバスの中で、幾らかでもお客様の乗る場所、あるいは観光地と言われるほとんどころであったり清流苑であったり美術館に来たお客様を乗せて、周遊することが可能になるのかなというような考え方をしているところでございます。

以上でございます。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

増便、増車ということで、可能な限りなるべく経費をかけないで試みたいというような答弁をいただきました。ぜひともそれを前向きに検討していただきながら、10月、そして来年の4月に向けて、ロスのない形で運行をしていただきたいというふうに思っております。

先ほどまちなか線ということで話が出ましたので、まちなか線についてちょっと触れさせていたいただきたいと思います。せっかく、今現在も町内、そして駅前ということで、観光でお見えになっている方にも使っていただけるような形にしてもらいたいという思いもありますけれども、まちなか線について、この柳津独自のPR号としての性能を持たせるというような考えはないかなというふうに考えております。

例えば先般、昨年ですが、子ども議会の中でも出ましたあかべこ号、あかべえ号ですか、こういったものを運行してはどうだというような、子ども議会の中でも提案をされましたけれども、ぜひとも、まちなか号であってもいいと思います。これは今現在使っているバスにそのような、いわゆるラッピングというような形でもいいと思います。とにかくぱっと、赤

べこ発祥の町柳津、ああ、赤べこが走っているというような思いで、観光に来られた方、そして、ああいうバスにちょっと乗ってみたいというような思いに駆られるような、せっかく走っているわけですからやっていただきたいというふうには私は考えますけれども、そこら辺いかがでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

まちなか線の交通のバスにラッピングというような形だとは思いますが、基本的に、今そのバスについては、ラッピングそのものについてはすぐというような考え方ではなくて、本年度、実は地域振興課のほうで観光用のマグネットシートを作成をして、それを張れるような、赤べこのシールになりますが、そういうものをつくるというような予算が当初予算で計上されております。それをまずそういう町民バスのほうに張って、町内の運行にはそのような形でまずやってみたいという部分が1つ目でございます。

もう一つ、2つ目といたしましては、今回の6月の補正予算の中で、これも地域振興課のほうで補正予算で今回お出しさせていただくようになるわけですが、高速バスにラッピングを施したいということで、それは、外から柳津町に来ていただくための広告宣伝の媒体として使いたいというような形で、若松仙台間であったり、たまにはいわき間というようなこともあるようでございますが、そういう間で1年間を通したバスによる広告を継続してみたいと。それで反響を少し探っていきたいと。これについても、今ほど磯目議員からお話がありました子ども議会のほうで提案されました赤べこラッピングと言われるものについて、町内の会津バス等で考えた場合には、やっぱり坂下柳津間でやっても果たしてどうなんだろうねという内部の話もありました。それを踏まえながら、まず柳津町にお客様を呼ぶための最初の手法として、外のほうに柳津町を知っていただくために、そういう外部の走っているバスにラッピングをしてみたいという部分でご提案をさせていただいたという部分でございます。

町内に、それこそいろんな国の方がお見えになるようになれば、当然今、議員がおっしゃるような赤べこバスであるとかラッピングバスというようなことも非常に宣伝効果が上がるものというふうにご考えておりますので、将来的なこととして考えていければなというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

ラッピングというつながりで、会津バスのほうにラッピングを考えているということであり、ます。ぜひとも柳津の赤べこ発祥の地をどんどんPRをしていただいて、今後は柳津町に行ってみようという形になれば、今度は柳津町で赤べこ号を走らせてみたいというような形になると思うので、しっかりとそこら辺は前向きに検討をしていただきたいというふうなお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、答弁の中で1点だけございましたが、町単独の新しい公共交通会議成立ということで目指しているということでありましたが、これはいつごろを目標に設立を考えているか、そして、事務効率向上ということでありましたけれども、それ以外のメリット等あればお教えをしていただきたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えをいたします。

公共交通会議につきましては、町長の答弁にありましたように、今現在、本町を含めて3町村で地域公共交通会議を持っております。会津西部地域公共交通会議を持っております。その中で、この運行に関しての変更の議決をいただくためには、そこに入っております委員の方々の3分の2以上の出席、並びに2分の1以上の承認を得ないと議決になりません。というふうになりますので、まず委員の方々の出席の調整をするのが非常に、実際大変でございます。ので、それについて、町単独でやれば町の委員の、町民の方の委員という部分になりますので、迅速にできるのかなというふう部分でございます。

それと、いつごろそれをやるんだというふうになりますと、逆算いたしましたときに、9月の30日までに運行変更申請の部分を出さなければいけません。それには1カ月前に議決をいただかなければならないというふうになりますと、逆に8月末までは、まず、単独の公共会議において議決をいただかなければならないというふうになります。しかし、いきなり会議を開いて議決をいただくということはできませんので、その前に、委嘱状の交付であったり趣旨であったりというものをご説明するための会議を7月末あるいは8月頭に開いて、その後、8月末等をめどにしてこの公共会議の中で承認をいただければというふうに思います。

地元で何でいいんだというふうになれば、当然地元の方でいらっしゃいますので、町民バ

スを使っていらっしゃる方、あるいは見ていらっしゃる方で、利用についていろんな意見を聞いている方、あるいは見ているというふうに思いますので、いろんな意見が出てくると。利便性向上のためのいろんな意見が出されるのではないかという部分で、やっぱり町だけではなかなかわからない部分もありますので、町民の目から見た部分での改正点等を補ってもらうためには、町民の皆様から委員を選んでやっていくことによって、事務のスピーディー化、あるいはそういう町民を入れることによって、町民バスのもっと利便性の向上のためにつながるのではないかという部分で考えているというところでございます。

以上でございます。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

最後の質問ということで、確かに会議の中でスムーズな事務、そしてさまざまな意見を地元からも吸い上げられるんだというようなメリットもあるということであれば、タイム的には相当タイトになってくるとは思うんですが、早急な形でしっかりと考えて設立をしていただきたいというふうに思います。

最後に、要望にはなりますけれども、このふれあい号の運行につきましては、今後、総務課、そして地域振興課であったり町民課であったりということで、各課の横のつながり、これが非常に大切になってくるのではないのかなというふうに思います。そういった意味も込めまして、しっかりと横の連絡を綿密にとっていただきながらふれあい号の運行に努めていただきたいと思いますというふうに要望しまして、私の質問は以上で終わりにしたいと思います。

○議長

これをもって磯目泰彦君の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議します。

再開を14時20分、2時20分といたします。（午後2時10分）

○議長

議事を再開します。（午後2時20分）

◇ ◇ ◇

○議長



次に、伊藤 純君の登壇を許します。

3番、伊藤 純君。

○3番（登壇）

それでは、私からさきに通告をしております2点について伺いたいと思います。

1番、学校教育の取り組みについて。

平成30年度に統合を迎える中学校の安全・安心で楽しく学べるような環境の整備、また、中学生一人一人の個性や能力を引き出し、伸ばす教育等、課題は多々あると思いますが、どのように取り組んでいくのか伺います。

2番、今後の農産物6次化の計画について。

農産物の6次化推進については、町当局として前から行っておるわけですが、今後、具体的な計画として、補助金だけではなくどのように進めていって実現させていくつもりなのか伺いたいと思います。

以上、2点について伺います。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（登壇）

3番、伊藤 純議員の初めのご質問にお答えいたします。

これまで統合中学校開校準備町民会議から答申をいただきました教育の骨子あるいは教育環境整備などの基本的な考え方を踏まえて、確実に具現化を図ってまいりたいと思います。具現化に当たっては、専門家であります柳津中学校と西山中学校の教職員組織を十分に機能させて、詳細な計画づくりと準備に取り組めます。

具体的には、一人一人の生徒が「わかった、できた」と実感できる授業を実践するとともに、タブレット端末などICTを効果的に活用することで個人の学びと集団での学びの組み合わせを工夫し、お互いが高め合う活動を計画してまいります。

現在、小学校を中心に実施している学校支援地域本部事業をさらに充実させ、学校教育を支援したい町民を学校支援ボランティアとして登録し、生徒の活動を支援する体制を中学校でも計画してまいります。

また、地域に出かける活動を計画し、さまざまな人々との出会いを通して生徒に自信をつけさせる活動を計画するなど、学力、体力、豊かな心のバランスのとれた教育を展開してま

いりたいと考えております。

そのような教育活動を展開するのに必要な校舎と体育館の改修工事を、現在進めているところでもあります。

統合中学校開校準備町民会議におきましては、これまで重要な事項について答申していただいておりますが、今後は、制服や運動着の選定、PTA活動等学校を支える体制づくりについての計画を審議いただきたいと考えております。

以上です。

○議長

続いて、答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

3番、伊藤 純議員にお答えをいたします。

まず、6次産業化の推進につきましては、これまで一般財団法人やないづ振興公社が実施主体となって地元農産物を活用しての各種商品化が進められてきたところでもあります。また、生産者独自による多種多様な商品化も行われ、道の駅を初めとした公共施設や各種イベントで販売をしてきたところでもあります。

町では今年度より、柳津町農産物6次化推進事業として、生産者等が新たな農産加工品の開発や販路拡大等を実践する事業などについて支援策を創設したところでもあります。今後の取り組みを加速させていきたいと、そのような考えを持っているところでもあります。

そして、6次産業化を進めるに当たっては、原料の安定確保、さらには加工技術の習得や売れる商品づくりなどの多くの課題を耳にしておりますので、今後とも啓発セミナー等への参加を促し、関係者との情報共有によって問題の解決が図られるよう支援をしていきたい、そのような考えを持っているところでもあります。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

3番、伊藤 純君。

○3番

学校教育の取り組みについてということでしたいま答弁をいただきました。これは前回の定例会でも岩淵議員、小林議員からの質問があったわけなんですけれども、統合中学校開校

準備町民会議におかれましてもいろんな審議はしていらっしゃると思います。それで、中学校の統合についてのタイムスケジュールはどうなっているのか、進捗状況とか、現在わかる時点で、例えば通学体制についてですとか、保護者及び生徒の不安はどの程度払拭されたのかとか、校章・校歌・制服の状況についてはどの辺まで進んでいるのかというようなことを、今わかる時点で結構ですので、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長

教育課長。

○教育課長

私からは、議員おただしの通学体制について説明させていただきます。

通学体制についてでありませうか、現在、支所地区の児童生徒が通学に利用しているバスは、町民が利用することができる混乗バスであります。中学校の統合に向けましては、移動時間の短縮により生徒の負担を少しでも軽減していきたいと考えておりますので、混乗バスではない生徒専用のバスとして、通学に必要な路線ごとに運行していきたいという考えであります。地区によりまして生徒の有無はございますが、基本的な考え方といたしまして、境ノ沢からを1本、高森からを1本、大峯からを1本、全部で3路線で運行していきたいという予定でございます。

ただし、将来的な生徒数の動向からは1名だけという路線も出てまいりますので、それを踏まえては今後、保護者との具体的な話し合いが必要であるものと考えております。

私からは以上です。

○議長

教育長。

○教育長

ちょっと順序が逆になってしましまして申しわけございません。進捗状況ということでありましたけれども、基本的な考え方につきまして、町民会議のほうから答申をいただいたものは、先ほどの答弁の中にありますように教育の内容について、それから環境整備について等はいただいておりますので、今後はそれを実際の詳細な計画に置きかえると、そして実施していくというようなことになるかと思っております。まだ若干、3月の議会等でもお話を申し上げましたけれども、皆さんのこの統合中学校に向けての準備の踏ん切りというんですか、そういった1つの仕切りをするためには、今回、私たちの教育委員会のほうで議会の皆様にご提示する予定であります小学校及び中学校条例の改正といったものを踏まえて、それ

がまた1つの大きな区切りになりますので、そこから具体的なものが進められるというふうに考えております。

まだ計画的なもので町民会議のほうに審議をいただけていないというのが、制服、運動着等の選定のことであり、学校を支える体制づくりといったものが今後の検討課題になっているというふうに考えております。

細かい点についてということですが、3月の議会でも話題になりました保護者の不安ということでもありますけれども、不安の中身を私どもでよく考えたところでもありますけれども、1つは大きく環境が変わる、通学にしてもそうですし普段の学習環境にしてもそうですが、大きく環境が変わる特に西山地区の子供たち、そして保護者の中に、新しい環境に子供が適用できるのだろうかといった不安が大きく存在しているというふうに思っております。それにつきましては、新しい学校の指導体制、それから指導の計画、中身を示すことによって、それだったらできそうだ、それだったら大丈夫だというふうに思っただけのような具体的な計画づくり、そして、それを皆さんにお知らせするという努力をしていきたいというふうに考えております。

もう一つの不安の材料として、議員の皆さんからもご指摘いただいたものですが、新たな学校の姿が見えにくいのではないか、見通しがつけにくいのではないかというようなことがありました。これにつきましても、今後、一層の広報に努めて、新しい中学校の中の魅力をもっともっと具体的に示せるようにしていきたいと思っております。

校章・校歌・制服等の具体的なものですが、校名につきましては今回の条例の中で我々のほうで上程させていただいておりますので、それが決まれば具体的な校名が確定し、それを活用するということが前提になっている校歌についても歌詞の公募に取りかかれるものというふうに考えておりますし、校章につきましても皆さんからアイデアをいただくということで計画、了解いただいておりますので、そこにすぐに着手できるというふうに考えております。

以上が現在の進捗、それから今後の見通しということでもあります。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

ただいま教育長さんと課長から答弁ありましたが、条例の改正については時間的には間に合うというようなことで理解して、ということですよ。

制服についてですけれども、これはまだ町民会議に諮っていないということで、それはデザインを一新して、デザインも別にして、形も全部別にしてという方向で執行部のほうではいるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

これは、今ほど申し上げましたが、まだ準備のための町民会議に諮問しておりませんので、今の段階での執行部の考え方についてのみお話をしたいと思います。

まず、基本的には制服、それから統一された運動着を決めていきたいと。これは学校への所属意識とか一体感を高めるためにも必要であろうというふうに考えております。それから、その進め方、選定の仕方については、保護者及び児童生徒の意向調査ということを必ず入れながら方向性を定めていきたいというふうに考えております。

具体的には、これから町民会議の中で諮問をして、それについてのご意見をいただき、方法をまとめていきたいというふうに思っておりますが、現在計画しております日程につきましては、来年の3月までに納品をするのが可能であるという業者からの話はいただいておりますので、それに沿ってやれば大変ありがたいというふうに思っております。

なお、制服等については、全く一度で一新することになりますと経済的な負担が保護者のほうにのしかかってまいります。通常でも、小学校から中学校に上がるときには制服を購入するというので、町でもいろんな配慮をしておりますけれども、統合中学校についても我々事務局のほうとしては3年間かけて全体が1つの制服、運動着になっていくように、無理をせずにゆっくりと進めたいというような考えを持っております。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

制服についてでありますけれども、では、デザインは今までどおりじゃなくて一新するというので理解してよろしいでしょうか。

○議長

教育長。

○教育長

今、中学校の制服につきましては、男子の場合は両校とも詰め襟のいわゆる学生服と言わ

れたものを着用しております。それから、女子についてはイートン型と言われる型の制服をしておりますし、現状として、一般的に制服と言われている型を変えるかどうかにつきましても、保護者及び児童生徒の意向を確かめながらやっていきたいというふうに考えておりますので、こちらで全く一新するということについては、例えば運動着の色につきましても、両校違いますので、これを片方にすることよりは、よりふさわしい色をこれから選定していきたいというふうなことを考えております。保護者及び児童生徒の意向調査に沿って進めていくというのが基本的な考え方です。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

制服については、例えばデザインしたり、例えば現在、中学生が80名ぐらいですよ。やっぱり数からいって、例えばそれを新しいデザインにしてつくれば相当な経済的な負担になると思います、教育長が言ったように。その辺、保護者のことも考えながら、例えば4つの案の中から、これとこれの中からこういうのを選んだらどうだということでも、例えば経済的に安く上がればそれもいい方法だと思いますので、なるべく経済的負担の少ないような選び方をしていただければと思います。これは答弁、結構でございますので。

次ですが、学校での、教育長の答弁からもありましたように、学力、体力、豊かな心のバランスのとれた教育、また、お互いが高め合う活動を計画しているということではありますが、例えばボランティア活動なんていうのも、例えば人間形成とか豊かな心のバランスのとれた教育をしていくという面から見ましても、それは大切なことではあると思いますが、国民性なのか地域性なのか、ボランティアの教育とか活動ってなかなかそんなに進んでいる状況ではないと思われませんが、今現在、柳津中学校のそういうような教育とか活動はどのような形で行っているのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長

教育長。

○教育長

ご質問にお答えします。

ボランティア活動というのは、通常ですと学校の中の特別活動として位置づけられておまして、子供たちのボランティア精神の涵養を狙ってやっておりますけれども、何せ限られた時間数の中でたくさんの目標達成を求められているものですから、決して多い時間をやっ

ているわけではございません。

例えば柳津中学校では、各学年、年間ですが4時間ほどそれを設定しておりまして、1つの活動としては老人ホーム福柳苑の訪問ということで、自分たちで練習をしてきた合唱を披露して老人に喜んでもらう、そして、自分たちがやった活動が他人の喜びに結びつくということについての経験をさせたいと。あるいは、学習ボランティアとして、これは小中連携の一環としてもやっているんですけども、中学1年生が5年生の教室に入りまして、5年生に一人一人丁寧に勉強を教えるということ、一緒に苦労しながら、1つでも2つでも問題が解けたときに自分の努力が後輩の喜びにかわったという経験をさせたいというようなことでやっておりますし、西山中においては、ロードフラワー運動ということで、種まき、苗起こしから始まりまして、県道脇の道路の花を植えられる設備がありますけれども、そこに全校生で花を植えるというような活動もしております。そういうことで、自分たちの活動が地域の美化に役立っているということで、ボランティア精神を養いたいというようなことをやっております、こういった活動につきましては、統合した中学校の中でも継承していくべき中身だというふうに考えておりますので、そのようなことで、教職員組織を活用しまして詳細な計画づくりに結びつけていきたいと思っております。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

今、教育長から答弁ありましたが、子供たちにいろいろ経験させて、やっぱりそれは人間形成にプラスになると思いますので、今後もそういうボランティア活動においても力を入れながら、統合しても継続していくということでもありますので、長いスパンでいていただければと思います。

生徒たちが、統合して柳津中学校になった後、豊かで楽しい本当に有意義な中学生活が送れるような、子供たちに配慮をしながら、今後もよりよい子供たちの環境づくりを進めていただくことを要望したいと思います。これは答弁は結構でございます。

続きまして、今後の農産物6次化の計画についてということですが、町長さんから答弁をいただきました。現在、振興公社等でいろいろ6次化については行っているわけですが、現在、個人の方でこういうふうにしてやっているのは余り、少ないように思います。それで、具体的に個人的な方たちのために6次化をもし推進していくんだとすれば、例えば空き家対策にもなると思うんですけども、例えば町がいわゆる空き家をお借りして中を改築、

改装する。そして、保健所からも許可を取って町の6次化推進に役立てる。いわゆる町の人たちに賃貸で貸すと、これでできますからどうですかと。そういう、やり方としても試みてもいいんじゃないかと思うんですけれども。そして、機材等につきましては、やっぱりそれは、中に入る機材が全然違いますから、何かを加工する、材料によって違うと思うんですけれども、そういうことも検討してはいかがかと思うんですが。これは地域振興課長のほうでいいんでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件でございますが、町が空き家を改修して6次化に取り組む、農業者等に賃貸をしてはというようなご質問かと思えます。このご提案につきましては、現在、当町のほうには約130戸の空き家がありますが、そのうち、貸してもいいよというようなところが6戸ほどでございます。なかなか空き家を貸してくれる人がいないというのが現状でございますが、加工場の整備に対する支援ということで国とか県の事業を調べてみたんですけれども、事業主体の要件が農林漁業団体の関係者、またはその団体と連携して取り組む中小企業者となっております、町のほうでは町や個人が実施する加工場の整備については補助制度がないというところがございますけれども、空き家の利活用という面ではよいご提案だと思いますので、県など関係機関と話し合いをしていきたいと思えます。

あと、加工場のほうに機械とかを入れるということで、町長の答弁にも入れておりましたが、柳津町農産物6次化推進事業ということで、機械のほうについては町の補助金等を使っていけるのかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

今、課長から説明ありましたがけれども、これ多分、6戸の中でも、貸していいというのが6戸あれば、試験的にやってみる価値はあるんじゃないかと思えますので、問題は、原材料というところがあるか、町の特産品としてどういうものを6次化にしていくかという問題もあると思えますが、例えばグローバルピッグファーム、飼育が始まるわけですよ、だんだんね。加工としては柳津町では行わないということでもありますよね。加工については今



現在、新潟で行っているのかな。それを例えば交渉しながら、柳津町の特産品として入れてもらえないかと。例えば柳津町で今ソースカツ丼、皆、どこでもやっているわけですよ。その豚を使いながら柳津町の特産品にしていくという形もできないかというようなことも含めて、執行部のほうで検討していただけないでしょうかということではありますが、どのような。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件でありますけれども、グローバルピッグファームによる豚の肥育農場につきましては、今年度から敷地の造成ということで始まっております。来年度からは段階的に豚舎の建物の建築が始まる予定となっております。事業開始につきましては平成31年度からの予定でありまして、町の特産品ということで会津柳津ソースカツ丼ということで売っておりますし、町としても地元柳津町で肥育した豚を使用してカツ丼をつくったということであれば大変PR効果も出て好評を得るのではないかなというふうには考えております。

また、各飲食店などでの提供なども町全体で使用できれば大変いいなというふうには考えておりますが、グローバルピッグファーム株式会社につきましては、全国展開している企業でありますし、町の特産品として使うことが可能なかどうか、企業のほうと協議をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

今のグローバルピッグファーム株式会社の件につきましてもそうですけれども、個人ではなかなか交渉も難しいでしょうから、やっぱり町が先頭に立って、可能性はゼロではないと思いますので、これから継続しながら交渉していただければと思うんですが、その辺、町長さんも含めていかなるものでしょうか。

○議長

町長。

○町長

その件については、この前の吉川専務が来たときにも話はしてあります。そんな中でありますが、グローバルピッグファームの販売場は何億という売り上げがあるそうであります。

かなり小さな小屋みたいなやつでそれだけの売り上げがあつて物すごく知名度が高いということですので、議員がおっしゃるとおり、そのような高価なものを宣伝をしながら我が町の1つの顔になればよろしいのかなと、そんなふうに思っておりますので、交渉する価値はあるということで。それとあわせて、堆肥がかなり多く出るということで、それらについても地元で活用できるような体制にしたらどうだという提案もございまして、含めて、一緒にグローバルピッグファームの素材を十分に活用できるような話し合いを進めていきたい、そのように思います。

○議長

3番、伊藤 純君。

○3番

それでは、私の要望であります。これからもグローバルピッグファームについても、町の特産品にするというふうな意気込みで町の執行部で交渉をしていただきたいと思っております。要望して終わりたいと思っております。

以上です。

○議長

これをもって伊藤 純君の質問を終わります。

次に、田崎信二君の登壇を許します。

5番、田崎信二君。

○5番（登壇）

さきの通告のとおり、2点について質問させていただきます。

まず初めに、1番目でございますが、インフラ事業の取り組みの現状計画についてということで、インフラとはインフラストラクチャーと訳され、町では産業や生活の基礎として整備される施設やサービスを指し、例えば道路や通信施設などの産業基盤あるいはライフラインと言われるものもインフラの一種とされています。

このような事業等を整備していく上で、国からの地方交付税や各種交付金等が恒久的に削減されれば町の収入となる財源が減少となり、予算も縮小せざるを得ない状況が考えられるが、今後、インフラ整備にどのように取り組むのか町の方針について伺います。

2つ目でございますが、将来の農業対策についてということで、平成30年度から米政策が大きく変わり、国による生産数量目標の配分が廃止予定となることが農業者間では話題になっているが、現実的には特段変更がなく、今までどおりの予定だとされております。このよ

うな中、今後、町の農業に対する課題等が発生すると思われ、次の点について町の考えを伺いたいと思います。

まず、1つ目でございますが、米の生産数量配分について農業団体等との取り組み方をどこまで進めているのか。

2つ目としまして、本町支所地区での法人化状況及び今後の取り組み状況についてでございます。

3つ目としまして、将来の農業を担う新規就農者の現況及び確保等について質問させていただきます。

以上です。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、5番、田崎信二議員のご質問にお答えをいたします。

今年度の交付税等の状況であります。地方交付税につきましては前年度と比べ減額される予定であります。また、社会資本整備総合交付金における道路事業等の交付額見込みにつきましても、物流ネットワークの強化に資する高速道路のインターチェンジ等のアクセス道路整備事業等に多く配分され、地方道の改良事業にはなかなか配分が厳しい現状と受けとめております。

町のインフラ事業の取り組みにつきましては、地方交付税への依存が高い本町といたしましては、国の地方交付税制度等の動向を注視しながら、全庁を挙げて所要財源の積極的な確保を図るとともに、限られた財源を最大限に生かすため、昨年度策定いたしました柳津町公共施設等総合管理計画に基づいた道路、橋梁、上下水道施設等といった施設種類ごとに長寿命化計画等を策定しながら計画的な維持管理を行い、緊急性や重要性及び利用状況等を踏まえながら、公平・公正を逸脱することなく適切な予算編成に努めてまいりたい、そのように考えております。

2番目の将来の農業対策であります。これにつきましては、将来の農業対策の米の生産数量配分につきましては、引き続き需要調整による米価の安定化を図るため、生産者に対し「生産数量の目安」という文言に改められ、その範囲内での作付にご協力をお願いすることになります。これまでの米の生産調整の方向については、旧JA会津みどり管内の町村等の

関係機関で構成しております会津みどり地域農業再生協議会での協議によって、管内町村が統一した方針のもとに取り組んできた経緯がございます。今後、本協議会で協議するとともに、本町の地域農業再生協議会においても、来年産からの米政策の改革が円滑に進むよう協議していきますので、早期に生産者に示していけるように考えを持っております。

次に、法人化の状況につきましては、本庁地区ではことし1件の法人化を含め、現在4つの組織が法人化されております。残念ながら、支所地区での法人化は現在のところない状況であります。農業経営の効率化を図る上で法人等の組織化は有効な1つの手段であります。現在の法人が地域農業を牽引していただいていることを踏まえ、引き続き支援をしてまいりたいと、そのような考えを持っております。また、法人以外の集落営農組織への誘導や農用地利用改善組合の活動支援など、県等の関係機関と連携しながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、本町における認定新規就農者につきましては、現在3名の方がおります。それぞれが認定されました就農計画の達成に向け、日夜努力を重ねておられるところであります。町としましても、国による青年就農給付金を初め町独自の支援制度により、不安定な経営の初期段階をサポートしながら、着実な就農に結びつけるとともに、新規就農者の確保に努めてまいりたいと、そのように思っております。

なかなか、1町村それぞれ町・村が努力しても結果が出ない状況があると思います。その点ですが、昭和村のカスミソウの件であります。先日、村長との話し合いの中で、これからの西山地域、高冷地と言われる部分については、カスミソウの作成に関しては昭和村のブランドのカスミソウとして位置づけをしていってほしいということで、村長とも話し合い、また、それぞれの部会の皆さんとも連携を図っていただくというようなことで、両町村の話は首長とすればお願いをしたところであります。そういったものも踏まえながら進めてまいりたいと、そのように思っております。

今年度より、サポート体制としましては、1つ目に経営・技術面、2つ目は資金面、3つ目には農地の3つの点について、普及所等の関係機関と連携しながら進めていくこととしております。

本町を取り巻く担い手の現状は、ご承知のとおり高齢化が進み、次代の担い手確保が喫緊の課題であります。農業面での支援充実に加え、定住環境などの整備も行いつつ、Iターンなどの外部からの人材確保や現役を退いた誘導も視野に入れて、新たな就農者の確保に向けて取り組んでまいりたいと、そのような考えを持ち合わせているところであります。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

5番、田崎信二君。

○5番

まず、インフラ事業の質問に対してですが、これは町の、先ほど説明あったとおり総合管理計画の中で報告されていますが、柳津町が保有するインフラ施設の将来の更新費用として、町で試算された今後40年間でインフラ施設は286億円という数字が出てございます。施設を全て保有し続けた場合を仮定しまして、年約7億の費用となるような数字が出てございます。このような中、町のインフラは先ほどの説明のとおり、交付税または交付金に依存されてございまして、非常に厳しい状況の中で事業整備を行わなければならないと思います。これらを踏まえて、町は現状の保有総量をどのように維持しながら更新していくのか、またはできるのか、その辺についてちょっと伺いたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えをいたします。

議員おただしのとおり、本年3月に策定をいたしました柳津町公共施設等総合管理計画におきまして、柳津町の30年先の計画を構築をさせていただいたところでございます。これは、全体事業費としてあくまでも、議員もおただしのとおり、ご理解いただいていると思いますが、今のままをそのまま存続させると、インフラについては、道路につきましては今ある道路を全て年度で割り返して毎年舗装していくというようなことも全部含まれております。ということは、今ある舗装率以上に100%を目指すというような話の部分もこの中には含まれているという部分でございまして、非常に大きな金額になっているという部分でございまして、そのようなものは多分、現実的な数字とは少し違う数字というふうには思っておりますが、今後、インフラというもので完全に整備をしていくためには、これだけかかりますということでお示しをしたところでございます。

それで、今後の考え方といたしましては、まずこれを、町の総合的な管理計画を1つ頭として立てました。それに基づきまして、現在、道路、橋梁に関しましては既に長寿命化計画という部分で計画が策定されております。その中で、橋梁であれば橋梁点検、道路であれば

道路の点検をしながら維持管理を進めているという状況になっております。上下水道施設につきましても、これも本年3月に策定いたしまして、議員の皆様にも事業の経営戦略という部分でお示しを申し上げましたが、将来について維持管理をしていく上においてこのぐらいかかりますよという部分と、あるいは、それを維持管理するためには料金の見直し等もしなければいけませんというようなことも文言の中には書かれてございます。そういうものについて今、既にできているものは、この上下水道と道路関係についてのみでございます。それ以外につきましても基本的に、今回作り直した基本計画と言われるものに基づいて、施設ごとに32年までを目標として、各課が管理する施設ごとに計画書を整備をしていくというような形で取り組んでまいりたいと。ただし、これは義務ではございませんので、国のほうではまだ義務というふうには言っておりません。今回整備をいたしましたこの管理計画については、一応、国のほうのインフラ整備計画の、インフラ長寿命化計画の中で、28年度までつくりなさいという部分があったので、町はそれにのっとってつくっていると。それをつくりませんと起債等を借りる場合に借りられなくなるという部分が実はございましたので、本年28年度中にこの計画を策定したというところもございます。

ので、1つ1つのものについてどうするんだというふうになりますと、これから本当に、その施設ごとに、つくられた年数、今後の維持管理の中では、長寿命化するためには屋根の改修をしなければならない、あるいは空調をやらなければいけない、何をやらなきゃいけないという部分が今後施設ごとの計画書で上がってくるのかなと。それを総合することによって、インフラにかかる、整備にかかる金額というものが出てまいるんだというふうに思っております。ただし、町長が述べたように、限られた財政の中でございますので、その中でもやはり施設ごとに選別をさせていただきながら、優先度の高いものから手を加えていくという形になるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

管理計画についてはほぼ、遠いような、莫大な数字なことではございますが、身近なもので、例えばこのような中、本町が保有する主なインフラ施設の道路、農業施設、上下水道とされておりますが、まず、道路でございますが、町に関係する県道、それから町道の改良進捗率、過去からいって約5年間にどれぐらいの進捗率を達しているのか、わかる範囲で、簡単に結

構ですので教えていただきたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

道路の改良の進捗率でございますが、ただいまちょっと持ち合わせておりませんので後ほどお答えしたいと思います。総延長、1級・2級、その他を含めまして30万6,000ほどあります。舗装が終わっておりますのが、全部合わせて12万3,170メートルほど舗装が終わっております。あと、幹線についてはほぼ100%、改良は終わっていると。あと、五畳敷大成沢線等につきましては、今継続で社会資本の交付金を使用して整備しているところであります。

以上であります。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

今、数字的な回答があったわけでございますが、例えば県道、それから町道、改良する際に町の携わりというか、その辺についてどのような対応をしているのか。県に対して。何ていうんですか、各地域から陳情なりお願いがあれば動くのか、それとも率先して町の執行部職員がパトロールをして、ここの改良をしたほうがいいんじゃないかなど、そういうような回答でもって進めているのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長

建設課長。

○建設課長

県道につきましては、各行政区の区長さんのほうから要望をいただいて、行政区の区長さんあるいは道路関係の役員の方と県のほうに要望に行つて要望しているところであります。あと、町が県のほうに対して要望するというのは、やはりそんなに大きくない土砂崩れとか単発的に発生した場合の陳情というふうなことになります。あとは、幹線の町道で県の代行事業とかを利用するために、町が直接、県のほうにお邪魔してお願いすると、指導を願つてくるというようなことも、現在のところ具体的にはなっておりませんが、路線としては決めて進めていきたいと思っております。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

わかりました。例えば町道を見てみますと、かなり我々でもわからないところが町道になっている幹線があるわけですが、その辺についてどのようなパトロール体制なりをしているのか。例えば毎日の生活道路、これが凹凸になっているような場所があるのに対して、何か月もその状態でおると。例えば、観光客が出入りしている町道がガードレールなり欄干なりが破損なりペンキが剥がれているとか、いろいろ見受けられると。観光地でありながらそのような状況に置いているのが現状でございますので、その辺のパトロール関係なり対応はどうしているのかちょっと伺いたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

パトロールにつきましては、現場に出かける際、あるいは部落からの情報をいただいてパトロールに行って、その確認をして、対応を、簡単なものであれば業者の方に指示しておるというようなことであります。あと、ガードレールとかガードケーブル、防護柵ですが、これは本当に非常に道路景観上、悪いと思います。ただ、物すごく延長が長くて直し切れないと。非常に景観が悪いというのは認識しておりますが、ちょっと直し切れないというようなことでありますので、年次計画をもって修繕していきたいと思っております。

あとは、生活道路で、多分路面に穴があいて、何か月もあいているということですが、職員が連絡を受けるとか、現地で確認しまして、簡単なアスファルトで現場でたたいてくると、それがもしちょっと面積が多ければ、業者に依頼して、ちょっと面積を大きくして全部打ちかえすとかの方法で行っております。

以上であります。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

早くなり、遅くならない程度でひとつ進めてやっていただきたいと思います。

次に、上下水道ということで、上下水道については町民生活に必要なインフラとされまして、その中でも下水関係、加入率が非常に低下していると。毎回問題視されてございます。将来的に財政上、大きな負担になってくることは間違いないと感じられます。過去に



も同僚議員の質問にもあったわけですが、いろいろな検討をしてはどうかという中で、現在でもこの処理方法、これを変えないで現状のまま進めていくのか、その辺についてちょっと建設課長、答弁をお願いしたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

下水道の維持管理につきましては、議員おっしゃるとおり非常に経費がかかっておりますが、施設の維持管理につきましては、最初に施設を建設してそれから最後の施設を建てるまでに、最初に建設した施設がもう交換の時期になってくるというような悪循環でくるくる回ってくるわけですが、最初に建てたものを直したならばもう最後に建てた部分が修理の時期になってくるというようなこともあって維持管理がかかりますので、柳津は4つの集落エリアありますが、公共下水道と農業集落排水、あと林業集落排水と簡易排水ありますが、林業集落排水と簡易排水については余り、距離が遠過ぎるということもありまして、これらについては統合はちょっと無理かと思えますけれども、農業集落排水、あとは公共下水道については、地形等技術的に可能かどうかであれば、統合も視野に入れて考えていくべきかなと思っております。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

課長の考えは、処理方法を変えないということですね、最終的には。

○議長

建設課長。

○建設課長

統合できるものについては、技術的な面から、あと、地形的な面から考えて、農業集落排水、全部の施設ではないですが、可能であれば1つにまとめて、各浄化センターを管をつないでまとめて、減らしていくというふうに考えております。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

わかりました。これら、将来を考えまして根本から検討して、トータルコストの最少化に

努めていただきたいと、このように思います。

次に、ライフラインになるんですが、これは町有施設になっている鉄塔、電送施設等、つまり携帯電話の無線局ですか、そういうことでございますが、多分、昨年だったと思うんですが、町長より説明があった電柱の地中化、2カ所ぐらい名が挙がっていた記憶があるんですが、その後、経過はどうなっているか、ちょっと町長にお尋ねしたいと思います。

○議長

建設課長。

○建設課長

去年でしたが、郡山国道事務所の担当官と現地を確認しました。それで、地中化は土地、地形的に無理だと。今、只見川の災害がありまして、柳津町のかさ上げの関係とかそういうものがまだ決定していないので、地中化はなかなか土地の関係で難しいだろうということで、電柱自体を山側のほうに持っていくというような方法はどうかというような提案はありましたけれども。あと、電柱を地中化すると地中機というものが地上に出てくるんですが、その設置場所がなかなかとれないと。住宅密集地でありますのでとれないということで、山側に電柱を移転して景観をよくすると、そういう方法しかないんじゃないですかというようなことでありました。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

今、建設課長の説明ですと、どこを例として考えていたのか。我々が考えていたのは、観光地ですから、町内をできるだけ地中化して道路を広く使えるような方法じゃないのかなということを考えていたんですが、その辺課長、答弁をお願いします。

○議長

建設課長。

○建設課長

大変申しわけありませんでした。場所を言うのを忘れました。まちなかの観光協会の付近から大平町の交差点の付近までで現場を確認したところであります。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

そのようになりかなり厳しければ、じゃあ、柳津のどこか例を挙げて今後検討しているところはないんでしょうか。

○議長

建設課長。

○建設課長

現在のところ、検討している箇所はありません。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

非常に我々期待していたんですが、残念ですね。できればもう少し、再検討ということで考えていただきたいと思います。

インフラについて最後になりますが、本町が保有する建築物及びインフラ施設の更新には、将来、整備金額が集中する時期が多分来ると思われます。その際、慎重なる対応を検討すべきだと思います。

以上、インフラについての質問でございまして、続いて、(2)の将来の農業対策についてということで、これは私、毎年毎年非常に、再三にわたって質問しているわけですが、何かどうも答弁を受けてスッキリしたような感じを受けないので、また再三質問させていただきますが、生産数量配分、現行どおりの方向性であるということで、理由は知ってのとおり、主食用米の需要が全国的に減少しているのが大きな原因でありまして、配分がなくなると供給過多による米価下落につながるんだということが数年前から言われているのが現状でございまして、しかし、これらは県やJAなどが中心となって進めた場合であって、町として独自の何らかの考えを持った取り組みがないのかなというふうに私は個人的に思うわけです。これは、ほかの県外、または県内の市町村においては、多分あるはずですよ。ですから、やはりその辺をもう少し視野を広げて情報をつかんでいただければなと思うんですが、その辺について振興課長、答弁をお願いしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件でございますけれども、現在、町のほうでは米に対する補助金としましては、今年度までは生産調整達成者につきましては10アール当たり7,500円の国からの

交付金と、町で上乘せ補助ということで10アール当たり3,000円の補助をしているところ  
でございますので、10アール当たり1万500円が補助金として生産調整達成者のほうに交付さ  
れておりますけれども、平成30年度以降、米に対する国・町の補助金は廃止されるというこ  
とで地区座談会等で周知を図っているところであります。町のほうでは、県のほうからの通  
達で、今後5年間の水田の活用計画を9月までに会津みどり地域農業再生協議会のほうに提  
出しまして、そのために今後、町の地域再生協議会のほうがありますので、その中で話し合  
いの場を設けて、その中で30年度以降の対策についても協議をしていきたいというふうに思  
っております。その中で新たな支援策についても検討していきたいというふうに思っており  
ます。

あと、近隣の町村の動向ということで米の30年対策について確認したんですけれども、米  
を多くつくっているところは坂下さん、湯川村、会津美里町ということで、その他の柳津か  
ら奥の地域については、米をつくっている作付量が少ないということで、今までと変わらな  
いような対策ということで特段何も対策のほうは考えていないというようなことございま  
す。坂下町さんのほうでは、飼料用米等の新規事業米に対しての助成を考えているというよ  
うなことでは確認しております。

以上であります。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議します。

再開を15時35分といたします。（午後3時25分）

○議長

議事を再開します。（午後3時36分）

◇ ◇ ◇

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

振興課長が県の情報なり隣接する町村の情報を入れたわけでございますが、私が要望する  
のは、隣接する町村も大事ですが町独自の考え方を持ってほしいというふうに、これは数年  
前から言っていることですので、今後やはり知識、それから情報が足りなければ、いろい  
ろなところから集めることは可能ですから、ひとつ独自の考え方を持って今後の米関係につ

ては進めてもらいたいと。

情報ではございますが、県関係では34年産の作付までに約3,600ヘクタール減らす目標だというふうに出ています。これについても毎年毎年、再度申し上げますが、このような数字を受け身的でいいのかと、このように思いますので、今後、減反廃止または続行による奨励金や、先ほどから言っております肩がわり料金の有無等々の問題点はどうか、やはり徹底して今後、早急に各関係団体と協議しまして生産者への情報伝達を求めたいと、このように思います。なぜこのように申し上げるかと申しますと、ご存じのように、奨励金それから肩がわり料金というのは今の米づくりの中では非常に収入の中で左右されている数字でございますので、その辺を理解して検討していただきたいと思います。

続いて、法人化については、数年前から言われていますように、米価下落や機械化等の購入によりコスト増加、または高齢化が進む現状、必要不可欠と思われ提案化してございます。これについて、地域内での話し合い等が進められているのか、その辺について振興課長、ちょっと情報があつたら教えていただきたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件でございますが、特段、農業の団体等と話しているわけではなくて、農業者個人のほうと話した中では、今ある機械に対する補助等、今現在ですと町単独では2割の補助を実施しているわけでありまして、30年度以降の対策ということで、今年度中には来年度に向けて総合的に考えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

これも受け身ではだめだと思うんですよ。町で考え、このようなことを今後、検討していただきますよという例をつくって農家へ持っていかないと。今の農家の方々というのは、先ほどサポート体制3つあるということを町長言っていますね。これらがとにかく引っかかっているんですよ。ですから、例えば町ではこのように検討して考えていますよというふうにしていかないと、今の農業者は絶対手を挙げてくるということはありませんから、やはりその辺をひとつ地域内に足を運んで、待っているようではだめなんですよ。進んでいかないと、やっ

ぱりこれからの農業はどんどん厳しくなる一方だと思しますので、その辺ひとつご理解して、振興課長の意見を求めたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

議員おっしゃるとおりでありまして、農家の声をもっと聞いて、今後の農政のほうにつなげていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

早急をお願いしたいと思います。

3つ目の新規就農者、現在3名おるということで、今後の予定者はどのようになっているか、また、大事なのはやはり、先ほどから言われていますようにサポート面だと思います。しっかりとした経営技術面の指導なくしては確保は難しいと思われます。県等との連携を十分図っていただいて新たな就農者の確保に向けた取り組みをしていただきたいと思います。具体的にどのような考えを今現在持っているのか、その辺について答弁をお願いしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

担い手の確保ということかと思えますけれども、町長の答弁にもございますが、現在、法人数については4法人、このうち米関係については2つの法人となっております。あと、集落営農組織についても、今4つほどありますけれども、今月中に1つ組織が立ち上がるということもございます。これにつきましても、県などと連携しまして支援をしているところではありますが、今後とも継続して支援のほうはしていきたいと思っております。

あと、退職された方で新たに新規就農された方、町のほうで把握している方については2名ほどおりますけれども、営農に関して県とか農協さんのほうと連携して助言とか指導のほうを支援していくとともに、今後はUターン、Iターン者など新たな就農者を確保できるように取り組みを農業団体のほうとしていきたいと思っております。

また、地域おこし協力隊ということでほかの町村でも農業者のほうを募集しているところもありますので、そういったところも参考に今後、確保に努めていきたいと思っております。以上です。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

確かに、今、振興課長が言われたのは当然だと思いますが、やはりこれは法人化も同じなんですけど、どうしても法人化を立ち上げて実際に冬場の仕事なくなるわけですので、その辺の確保をしていかなければ法人化の意味もないのかなと。例えば、ほかの町村なり、今現在、法人化に携わっている方については、冬場の仕事というのが除雪等でございますが、除雪等についてはやはり資格を持っていればできるわけですので、資格を持たない人間は自然に冬場は寝て暮らすしかないのかなと。やはりそういう面からしても、法人化の立ち上げは難しく、また、新規就農もかなり厳しいのかなと。例えばでございますが今、町で検討している地熱の二次利用、これについてはやはり冬場の仕事の雇用にもつながりますので、その辺とのドッキングなりプラスなりしていけばどうかなというふうに私個人的に思いますので、ひとつ検討方をお願いしたいと、このように思っております。

あと、ちょうど1年前に町長が、「持続可能な農業を行えるような施設化や施設等の導入等による未来の農業を担う新規農業者の確保に努めてまいりたい」と答弁しました。その後の経過としましてはどのようになっているか、ちょっと町長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長

町長。

○町長

なかなか施設関係では、坂下の補助事業の中でプチトマトなどについては定着をしているということですが、残念ながら我が柳津町では施設園芸の中ではまだ育っていないということでもあります。そういう中で、やっぱり1つ必要なことはビジョンと、今議員がおっしゃったような人だと思っております。そういった意味では、県、町でも新規の就農者に対しては、これは悪い条件ではないと、そのように思っていますから、ぜひ一人でも就農して、何とか農業を継ぎたいというのが一人でも見つかるように努力をしていきたいと、そのように思っています。ただ、やっぱり柳津の場合には、施設園芸の場合にガラス張りの大きな施

設をこれから持つというのは大変リスクが高いと思っていますから、先ほど言ったように、新規就農者が冬場は除雪とか町の公共的なものができるように、今、かなり高齢化しています、除雪隊も。そういった中で、持続可能になるようにしていくには、そういった交代の時期でもあると思っていますから、通年の農業と雇用の場が確保できるような体制づくりが我が町には必要だと、そのように思っています。そういった意味では、ことしでも来年でも、一人でもそういった新規の就農者が出るような体制づくりはしていきたいと、そのように思っています。

○議長

5番、田崎信二君。

○5番

最後になりますが、何度もたびたび言っているわけですが、やはり5年後10年後を見据えて、柳津町の農業はどうなるんだと。今、六、七十歳台の方々が一生懸命やっているわけですよ。その方々が5年後10年後、もういなくなる可能性もあるわけですから、そうした場合、柳津の農地なりはどういうふうになるんだと、誰が動かすんだと、その辺を考えていかないと、本当に施設化施設化なんてばかり言っていますが、なかなか厳しいことですので、やはりさっき言ったようなサポート面を、しっかりとしたサポートをして、若い、新規就農者が入るなりIターンができるような柳津の農業づくりをしていただきたいと、これは早急をお願いして私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長

これをもって田崎信二君の質問を終わります。

次に、齋藤正志君の登壇を許します。

8番、齋藤正志君。

○8番（登壇）

では、通告順に2点についてお伺いをいたします。

1つ目、来年度以降の町の診療所について。

①長年、町の医療を支えてきていただいた平上先生が、来年度以降退職とのことですが、後任のめどはどうなっているのか伺います。

2点目、町の地域医療に対する今後の考え方について、国保料、介護保険料、終活、みどりの点からお伺いいたします。



2. 定住促進のための施策について。

①町に分譲地はほぼ売り切れ状態ですが、今後、検討が必要になると確認済みであります  
が、その後について伺います。

②働く場所の確保のため企業誘致も大事であると思うが、既得の土地の活用や工業団地の  
確保、また、進め方について町の考えを伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、8番、齋藤正志議員のご質問にお答えをいたします。

平上先生につきましては、平成15年に柳津町国保診療所の所長として就任以来、過疎地域  
の進む我が町の一番身近な医療機関の医師として、地域に根差した医療にご尽力をいただ  
いているところでありますが、今年度をもって退職をするということでお話し合いをさせてい  
ただきました。

後任につきましては現在、両沼医師会、会津若松の医師会、福島県の医師会及び県の関係  
部局等に新たな医師の確保について強く要望しているところであります。

なお、後任の先生としては、やはり地域医療に情熱を持ち、気軽に往診等を行っていただ  
ける先生に来ていただきたいと、そのような考えをしております。

そういった中で、先日、県のご指導をいただいて、平上先生のご意向ということで、先生  
の今日まで15年間柳津町で務めていただいた中で、心当たりの医師がございましたらぜひと  
も先生のご紹介をといたことで確認をしましたが、やはり先生の思いの方もいらっしゃい  
ました。その方のお名前も聞きましたので、そういった皆さんとも少しアポイントをとって  
確認をしたいという思いもしているところであります。それらについては、今、ここにある  
議員がおただしの地域医療の先生のやっていたことが現実的に柳津に合っているというこ  
とでありますので、それらも十分配慮をしていきたいと、そんなふうに思っています。

次に、町の地域医療に関する今後の考え方につきましては、町民の安全・安心のために、  
町民の健康を守る地域に根差した医療は不可欠なものであります。

また、町民の健康を守るためには予防が重要であると思っております。健診を受診してい  
ただき、早期に疾病を発見して治療するとともに生活習慣の改善が必要で、町では春・秋、  
集団健診と施設健診、また、人間ドック等の受診機会も多くして町民の利便性を図ってお

ところであります。

さらに、診療所においても施設健診や人間ドックも実施をして町の医療機関として町民が受診しやすい環境を整えており、平成28年度からは後期高齢者も診療所で健診を受けることができるようになったわけであります。

これからも、予防の視点及び介護予防においても、診療所は町民全体の医療を担う機関として日々の診療を行う予定であり、それによって医療費や介護給付費の削減にもつながっていくと、そのように考えております。また、高齢者が在宅での生活が続けられるよう、在宅医療としての往診や終末期の医療が受けられるよう体制を維持してまいりたいと、そのように思っております。

そして、県医師会の高谷先生から、ごく最近になってぜひ柳津町の医療機関にこういう方はどうだということの話が来ておりますので、近々お会いをする機会になると思います。

2の定住促進のための施策についてであります。

分譲地につきましては、道路のアクセス、鉄道等の騒音、快適な生活環境を考慮しながら検討しているところでありますが、なかなか立地条件に合う候補地がない状況であります。定住促進のためにも必要と考えておりますので、開発の規模、農用地域の指定状況、そして、関係法令との関連も含めて、今後も調査検討してまいりたいというような考えであります。

次に、工業団地につきましては、現在、町には町民の働く場所の確保として工業団地を造成し、誘致した4企業が操業をしているところであります。誘致から年月もたっており、町民の求める業種も変わり、企業が従業員を募集しても町民の応募がなかったと、そのような話も聞いております。また、介護施設などの職員についても、募集しても応募がないのが現状であります。今後、企業誘致を進めるに当たっては、町民の求める業種とのマッチングを図りながら進めていかなければならないと考えております。

工業団地の整備を進める場合、誘致企業の職員の確保についても事前に検討した上で整備する必要があると考えをしております。また、近隣の市においても製造業の企業が撤退をするなどして、誘致するには何らかの魅力やメリットがなければ企業の進出は難しいと考えております。敷地取得費の助成や固定資産税納付分の助成などの制度の整備もまだ必要であると考えております。まず、その辺から整備が必要としておりますので、この辺は進めてまいりたいと思っております。

さらに、工業団地などの大きな整備のみを考えるのではなくて、町が取得している土地や空き家などを利活用した小規模な企業や事業所の誘致も視野に入れながら進めていかなけれ

ばならないと考えているところであります。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

8番、齋藤正志君。

○8番

まず、1番目の診療所の人事についてですけれども、町長のほうからある程度進めていただいている方もいらっしゃるということでございますし、また、先生からもちょっとご意向があつて、こういう人を勧めたい人があるという説明がありましたので、全くいないということではないんだなということで若干安心はいたしました。やはり町民の安心・安全な生活には、医療の充実は大事なファクターであるというふうに考えております。特に、若い世代の子育て世代に関しては、教育環境、住環境とともに医療環境は、住む場所を選ぶときの大きな要因となっております。また、高齢者にとっては身近な医療機関はなくてはならない。答弁にあるように、町民一人一人にとって大事な施設であるということが言えると思います。今、時期的にはまだよくわかっていないかもしれませんが、いつごろまでにこの人事を決めれば来年の通常の診療に差し支えがないのかを、その辺を伺いたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

今ほど質問を受けたわけですが、医師がいつごろまでという、今年度までに何とか、来年3月までに決まれば4月からすんなりいくかと考えております。

以上です。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

今年度中という話ですけれども、これ、平上先生の今後もありますし、いつごろまでに先生がどうになるとか、勤務医であれば退職してくるとか、してこなきゃなりませんから、これ3月まで待ってはい、用意ドンというわけにもいきませんから、基本的には普通の会社であればことしいっぱいぐらいで、来年度の予算もありますからね、12月ぐらいまでには大体決めておかないと来年度のそういった事業に差し支えが出てくるんじゃないかと思いますが、

そういうところがちょっと心配かなというふうに答弁を聞いて思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長

町民課長。

○町民課長

医師が早く決まれば12月中には来年度の予算等についてはできるかと思いますが、スムーズにいけば、12月までに決まれば来年度の予算に反映させていきたいと考えております。

以上です。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

本当に11月とかそのぐらいまでに決めて、すんなりいくように努力をしてください。これ、万が一決まらなかったなんていう場合、想定していますか、ちなみに。

○議長

町民課長。

○町民課長

最終的に決まらなかった場合につきましては、また平上先生なりにお願いする方法もとらないといけないかと考えております。

以上です。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

そういうことがないように、先生もお話し合いの中でそういうふうな形でしてきたでしょうから、先生の都合もこれから、来年からこんなことしたい、あんなことしたいというのがあるでしょうから、できれば本当にそういうことがないように、医師を探すに当たっては誠心誠意探していただきたい。次の質問とあわせて、そこは最後にまたお願いしますので。

では、次のところに移っていきますけれども、あわせて地域医療の考え方について。

これは募集するに当たってもここが大事になってきて、平上先生も在宅医療に対してご理解をいただきまして、往診を気軽にやっていただきまして、私もことし病気をいたしまして、何ていうんでしょうか、自分の体の持ちよう、こういうものに非常に興味を持たざる

を得ない状況になりました。本当に一病息災といいますか、病気をすると予防をすると。

答弁にありましたように、何といたってもことしは、去年から利便性を向上しましたよ、させましたよと、一番大事なのは予防ですよと。日本人の死因で一番高いのは、やっぱりこれは生活習慣病なんです。これを予防するにはどうしたらよいかと。実際これ、予防のために健康診断いろいろ、2回やっていますよとか、受診率は上がったんでしょうか。去年から比べての最近の動向をちょっと教えてください。わかればいいです。

○議長

町民課長。

○町民課長

昨年度から春と秋という形で2回やるようになりました。それにつきましては、県平均60%のところを柳津では70を超えている状態でありますので、健診率は上がっております。

また、健診を早目に受けていただいて、町の健診結果や町民の方のレセプトからの医療費の分析を行いまして、柳津町の健康の課題を明確にして、それに伴って疾病のデータの検証と分析を行いまして、柳津町のデータヘルス計画を行っております。そこにおいて、予防できる疾病に重点を置いた保健指導や健康づくりを展開しております。

以上です。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

受診率が上がったのは本当に喜ばしいことです。さらに上げていくということが大事になってくると思います。それと、この生活習慣を変えるというところが大事になってくるんだけれども、これには何が必要だというふうに考えますか、課長は。

○議長

町民課長。

○町民課長

やはり生活習慣病を変えるというのは、本人の健康検査結果とか、日頃の、日常の生活、飲食、アルコール、たばこを含めながら、トータル的にその方をどういう状況なのでこういうふうにしたほうがいいという形で指導をしていくことによって、重症化にならないように、なおかつ、予防できる疾病につきましては医療費の削減につながるということで、そういう形で指導していきたいと考えております。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

本当に本人の意識改革というか、意識を変えるしか、町民意識を変えていくことが大事だと思うんですね。そういうところに町がどういうことをしていけるかということで、何といっても予防が一番お金がかからないと思うんですね。私も子供に、子供は余り病気にかからないですけども、歯磨きを毎日しなさいと、朝晩必ず歯磨き。口から病気が入ってくるなんていう最近では話もございますし、虫歯になればお金もかかります。これも1つの予防ということになるとは思いますが、そういっても、なかなか予防に徹することができないということで、行政的にサービスの中で独自にやっているような行政サービスもあるわけです。

例えば、どこかの県では、どこでしたっけ、中学3年生を対象にしたピロリ菌の検査、除菌を、中学校卒業のプレゼントだったかちょっと忘れてしまいましたけれども、そんなことをしているところもございます。これはもちろん、胃がんの発生を将来的に抑えていくということで、6,000人か7,000人ぐらい受けて陽性だったのが200ちょっとおったような、その人たちがピロリ菌を除菌して。そういうものが将来的な、町の財産である子供たちが将来病気にならないということであれば、これを助成するのも1つの手であるし、また、肺炎球菌、これも5年に一遍は回ってくるんだよと、65歳以上の人はということであります。定期接種以外で、やっぱり希望する方にはこういうものも幾らか助成していくことによって重症化を防ぐことが高齢者の中に必要になってくるのではないかと。病気になってから、はいお金がかかりますよというのではなくて、やはり未病といいますか、予防していくことが肝要と思われませんが、こういったことをこれから検討したらいかがだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長

町民課長。

○町民課長

やはり柳津町におきましても、そういう健康課題があった場合につきましては、やはり予算の制限はございますが、柳津町のデータヘルスの中でどういう疾病があるために、予防のためにこういう予防薬をしたほうが良いということであれば、検討してまいりたいと考えております。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

未病という話ですから、そういった、こういうのであるので、将来に起き得ることなので、できることであれば検討していただくのが望ましいかなと。これはもちろん、予算もございますのでね。ただ、病気になって大きなお金がかかるようであるよりは、町の国保を含めて介護保険料、そういったものも軽減されるのではないかなというふうに思います。ぜひその辺も皆さん、庁議の中で検討していただければというふうに思います。

次に、終末期の医療についてお伺いしたいと思います。

実は私もこの闘病生活の中で、終末期を迎えられた方とも、67日間入院しておりましたのでたくさん見てまいりました。最近は無理な延命治療というものに対して懐疑的なこともありまして、胃ろうとか気管支切開、そして大量の輸液を入れるというのはやめたほうがいいんじゃないかと、こういった延命治療は決して患者のためにならないというようなお話を先生もよくされておりました。やはり最期は、皆さん終末期になりますと、おうちで患者さんは迎えたいというのが本音じゃないでしょうか。私も、私の祖父は自宅で母がみとりました、家族が。父は病院でみとったわけですけれども、本当に幸せだったのかなと今考えることがあります。

とある親戚のうちの話なんですけれども、そこは五、六年前におばあさんが亡くなりましたけれども、病院に連れていきませんで、実は平上先生が往診をされておりました。亡くなる前の日ぐらいいまで、何日かに一遍ぐらいいずつ先生に来ていただいて往診していただきました。亡くなる前の夜、亡くなったそのおばあさんは、お母さんありがとう、バイバイと言って、次の朝6時ごろに亡くなったそうでございます。この話は聞かなかった、わからなかったもので、どうして病院に入れられないのかな、もう死にそうなのにとというのが我々親戚の中でよく話になりましたけれども、残された、みとった人、そしてみとられた人にとっては、やはり在宅で逝くということが幸せだったのかなと。今、この話を最近というかここ1年ぐらいいで聞きまして、やっぱりこういうような在宅医療というものに対して非常に関心を持ってきたところであります。施設での医療というのはお金もかかりますし、幸せ、人間の尊厳とかいろいろなものを考えたときに、決して本当に施設での治療だけが全てじゃないなというふうに感じたわけです。

こういったことを考えると、やはり柳津町もある程度の方向性を、お金だけの話をしちゃいけませんけれども、そういったところも少し踏まえたところで、新しい先生、平上先生が

そうであったように、意向がさっきあるという話でございましたので、この辺を踏襲していただけるような先生を募集してみてもどうかと思います。これはその後、入院中に聞いた話ですけれども、たまたま、破綻した夕張市も、実は病院がなくなって診療所しかなくなったというところで、地域医療に対してずっと変えてきたというのを見まして、医療費が随分下がったとか、いろんなことをされたと。そういった地域医療を学びたいということで、熊本から行った先生がおったというのも聞きました。柳津町もそういうケースをある程度、似たようなところで持っていくのであれば、全国からの公募、そういった情熱を持った先生を地域医療に対して何ができるんだというような情熱を持った先生を募集してはどうかというふうなことも考えています。

先ほどこれ、町長からいただく前は、本当に先生が来ないんじゃないかと実は心配していたんですね。じゃあまた平上先生という話もちよっとありましたけれども、そういうことであれば、地域医療に情熱を持った人を公募して、こういう人で、ある程度裁量を任せるのでぜひ柳津町に来て医療を支えてくれないかと熱心に誘っていくということも可能かなと思うんですが、これについて、こういうふうな考えなんですけれども、課長、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長

町民課長。

○町民課長

先ほど町長が答弁したように、高齢者が在宅での生活が続けられるよう、在宅医療としての往診や終末期の医療が受けられるような体制を維持してまいりたいということで述べたとおり、していきたいと考えております。

以上です。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

ある程度理解していただいているというふうに理解したんですが、町長としてはいかがでしょうか。こういうような考え方なんですけれども、医療に関しては町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長

町長。



○町長

この件については、今、議員がおっしゃったようなことで医師会のほうの会長にはその旨伝えてあります。そして、我々もいろんな、報酬の面もありますので、今、議員がおただしのとおり、遅くとも1月までは決めなくちゃならない、そのように思っています。できれば早い時点でその先生との契約ができるような体制づくりをしていきたいということで、今月中の先生との話し合い、その結果を見て、今、議員がおっしゃったような方法もあると思いますので、ぜひ、医師の要件とすればまさに今、診療所がやっているような体制を努めて選びたいと、そのように思っています。最終的には、医療なくしてその地域の発展はありませんので、これだけは無医村にしないように努力してまいりたいと、そのように思います。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

ぜひそのようにしていただいて、また、柳津町の地域医療が前に進むような形でぜひ新しい先生をお迎えしていただきたいというふうに思います。診療所についての質問を終わらせていただきます。

2番目の定住促進のための施策についてということで、分譲地について、これに絞って今回は質問させていただきました。

町の定住政策にはいろいろありますけれども、まずは柳津町、ますます人口が減っていくのは間違いない。手をこまねいては10年後20年後、ますます減っていくというところで、町も考えて、例えば住宅を建てるのにことは補助金を、金額を大きく出しているわけでございます。出しているんだけど、じゃあ売れるところはあるのかといったときに、売れるところは3区画4区画あるんだけど、実際にそこを買っていただけるかとなったときには1区画とかそういった話になってしまいます。これでは本末転倒でございまして、補助金あって建てる場所なしでは、土地を持っている方はいいでしょうけれども、例えば町外から来る方、または越してきて、町から違うところに求めたいという方にとっては、これはもう本当にどうしたらいいのかなというところでございますので、やはり、まだ話的には、答弁にありましたけれども、具体的な話は進めなきゃいけないけれども、まだ進んでいないのが現状というふうな形でございます。

例えば1つの提案ですけれども、行政区とかというところに、実はうちで、さっきここにありましたけれども、農振がかかっている農地転用はできませんよとか、いろんな法律

の縛りがあるとかそういうところがあるにしても、例えばゾーンの的に言うと、例えば行政区でここを宅地にできませんかとかいうところを行政区のほうに投げてみるなんていうのはいかがかと思うんですね。その中で、じゃあちょっとうちのほうでここを宅地造成してここに人を呼んでくっぺと。村の中、町の中、ちょっと過疎が進み過ぎて、これじゃ若い人来ないとちょっと立ち行かないなんていう行政区も出てくるんじゃないかと思うんですね。そういうことではいけないということで、じゃあ、土地はみんなですうして、町にそういう働きかけをしようとか。そうなれば、逆に用地買収なんていう話になったときでもこれは非常に話が進みやすいんじゃないかと。例えば区長会の中でそういう話をしてみるとかこういうことを提案したらどうかと思いますが、課長、どういうふうに考えていますか。

○議長

建設課長。

○建設課長

分譲地につきましては、なるべくならば市街地に持ってくるのがいいのかなと。条件が合えばですが。それで市街地がますます活性化するのではないかなと。農地関係を含めまして行政区のほうにお願いするというようなことでありますが、まず、やはり、候補地を町のほうである程度選定して、議会の皆様にお諮りをして、それから行政区に入っていったほうがいいのかなと思っております。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

課長の考えはそういうことであるでしょうけれども、どうもこういう話の進み、遅いのかなという部分もありまして、話を早く進めるのであればというようなことでの提案だったんですけれども。あとは、町有の遊休地もありますので、こういったところも住宅地として検討するのはどうかなと思いますけれども、その辺は検討されたことはありますか。

○議長

建設課長。

○建設課長

町有地につきましては、一応は面積等は調べたところではありますが、開発の規模、ある程度一定の面積がなければできませんし、町有地の集積ぐあいがかわってくると思います。途中、虫食い状態になっていて、それは用地交渉の中で進めていけば一定の面積にはなるの

かとは思いますが、そういうこともあって、できれば町有地の活用もよいかと思いましたが、別に候補地を探すのがいいのかなと思っております。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

住宅に関しては、課長は新しいところに見つけてある程度の戸数、私なんか思うのは、今すぐ欲しい人なんかだと、別に何区画も要らなくても、とりあえずはそこを譲れますよというような形のほうがいいのかなと思うんですが、あくまでも分譲地として大規模に開発するとなってくると、規模もお金も時間もかかると思うんですよ。そういう点から、私基本的に素人でございますが、まずは処分できるところから処分していったらいかがかなというのを含めてお話をさせていただいたんですが、課長の考え方等はわかりましたので、ぜひ、あわせてこのお話、補助あって土地がないでは本当にどうしようもないですので、早くある程度道筋を立てていただきたいというふうに思います。

次に、あわせて、工場、企業誘致を含めたところに移っていきたいというふうに思います。

工業団地というと本当に大規模になってしまいますので、私も日ごろ、工業団地のような大きな企業を誘致するのはどちらかという賛成派ではなくて、小さな、例えば中小企業で優良企業がたくさん集まって、多種多様な産業がこの柳津町に根づくことが一番大事だというふうに考えております。さっき町所有の土地が遊休地があるという話を建設課長のほうからいただきましたけれども、実際、その利活用というものは何もしていないというのが現状のかなと思っておりますが、ある程度条件付きの土地もあるというようなことで伺っております。途中、私が議員をやっているときに寄附を受けたのもありますので。その活用をする考えはあるのかなのか、その辺も、これは全部、さっきは住宅だったからそうだったんですけれども、地域振興課長、どういうふうに考えているかお伺いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件でございますが、町所有の土地ということで調べたところでありまして、7筆で約7万1,400平米ございます。そのうち、面積が大きいところとしましては金子平があるんですけれども、そこは電気・水道等のインフラも整備されておりませんので、現実的には難しい状況であります。そのほかの土地につきましても、先ほど議員おっしゃる

とおり条件付きの土地もありますし、同じくそういったインフラが整備されていない土地がほとんどでありますので厳しいのかなというふうに思っております。あと、利用が可能と思われる土地につきましては、今のところ諏訪町のほっとinまちなかの裏でございますが、そこに約160平米ほどの面積がございますので、そういったところが活用できないか、内部のほうで協議して企業誘致の可能性も含めて考えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

例えば、条件付きということで厳しいところもあって、ただ、その条件が今の時代にそぐわなくなるというか、なかなかその条件では企業誘致も利活用も難しいというふうに考えたりするんですね。そういったときに、やはり町のほうとしても、寄進者の方とっては失礼だけれども、そういった方と多少の折衝といいますか、ご理解をいただくためにそういったことも必要なのかなというふうに思うんですけれども、そういったことはこれから考えていく、遊ばせておくのであれば利活用に回していただければというふうに思うんですが、そういうのは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

今ほどの件でございますが、条件付きの土地ということでいただいた土地でありますのでなかなか難しいとは思いますが、所有者の方と辛抱強く話し合いをしていければなどというふうに思っております。

以上であります。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

ほとんど、遊休地が多いので、何とかここを少し開発していくことが、幾らか利活用することが一番、何ていうんですか、無駄がないというふうに考えますので、ぜひこの辺は利用していただきたいので、できればそういった方にもご理解を賜るようお願いしたいというふうに。

あとは、企業誘致するに当たっては、例えば個人事業主なんかだと、例えば空き家でもいいから柳津町にないのという方なんかも過去に私にも2人ぐらい問い合わせございましたので、空き家も含めて売り家、そういったもの、あとは、そういう遊休地が、例えば柳津町はインターからも近いですから、駅の前にも何かあるようがございますので、駅から何分とかそういった利便性を例えば町でPRして、幾らでもそういったところをご利用していただけるようにPRしていくということがこれから大事になってくると思いますが、課長としては今後、この辺どのように考えているかお伺いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問の件でございますけれども、先ほども伊藤議員のほうからもありましたように、空き家ということで、件数的には多いんですが、貸してくれる方がなかなかいないというような状況ではありますけれども、空き家の改修に対する町の補助金等もございますので、そういった助成制度もPRしながら、また、企業誘致ということになれば当然、広報の活動のほうは行っていきます。町のホームページ等だけでなく、さまざまな広報媒体を活用して周知のほうを図っていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

8番、齋藤正志君。

○8番

ひとつそういうことで、積極的にアピールしていただいて、本当に、何とか企業誘致も含めてうまくやっていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長

これをもって齋藤正志君の質問を終わります。

次に、鈴木吉信君の登壇を許します。

10番、鈴木吉信君。

○10番（登壇）

先ほど2つの点についてお願いしておきましたので、質問したいと思います。

1つ目、町道の維持管理について。

現在、町には約309キロメートルの町道がありますが、この町道の草刈り作業など、各地区の行政区の協力により、交通の安全確保、災害に対する対応などの対策が図られ、維持されています。こうした中で、各地区において高齢化が進み、維持管理が大きな負担になっている現状であります。今後、町として町道の維持管理に対しどのように対応されるのか伺います。

2つ目、町内の携帯電話のエリア確保について。

現在、町内において携帯電話の基地局の工事が行われておりますが、各行政区のエリア確保は地域によっては大変な部分もあると思われるが、今後の町の対応、進め方について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

10番、鈴木吉信議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町道等の草刈り作業を行っていただいている各行政区の皆様には感謝を申し上げたい、そのように思っております。

町の緊急雇用創出事業で草刈り等を行っている路線は、幹線町道6路線で約23キロメートルでございます。林道・農道については約56キロメートル実施をしております。この以外では、小規模な土砂崩れによる堆積土砂の撤去、また、敷き砂利等につきましては、地区より要望を受け、その都度対応をしているところであります。

本町の町道延長は幹線その他の町道を含め456路線があつて、ただいま議員がおっしゃったような309キロを管理しておりますが、その路線の中には、各行政区で農道的な町道、表現にちょっとあるんですが、農道的な町道、一部の幹線町道などについても維持管理をいただいていることは確かではありますが、残念ながら路線数、管理延長は把握できていない状況でございます。

いずれにしても、幹線的な道路につきましては車両通行の完全性を確保する必要があることから、世帯数の減少や高齢化が進んでいる行政区につきましては、町で要望を受け、対応方法について検討をしてみたいと、そのような思いであります。

2つ目の町内の携帯電話エリア関係であります。これにつきましては、地理的条件等の問題によって利用することが困難な地域がありましたので、平成16年度に砂子原地区、平成

19年度に石坂地区、平成20年度に大野地区、平成23年度に高森地区におきまして、町が事業主体となって携帯電話基地局を整備をしましてまいりました。さらには、携帯電話事業者への要望・陳情等を実施をしてきたことから、事業者みずからが整備をしていただいたこともあります。現在、各行政区においては何らかの携帯電話が利用可能状況となっているものと考えておるところであります。

しかしながら、まだ国県道等の主要幹線道路において一部不感区域が存在していることも事実でございます。

携帯電話は音声での通信のほか、電子メールでの連絡やインターネットによる情報収集、さらには災害時における緊急速報メール等の機能もあわせ持つため、日常生活においてはもはや不可欠な通信手段となっておりますので、地区からの要望や通信状況を今後も把握しながら、携帯電話事業者に対して要望活動を継続して不感区域の解消に向けて取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

年に2回ほどは仙台のほうに行って、それぞれの、ソフトバンク、a u、そしてドコモと、この3社は回るようにしておりますので、これからも継続してそれらについてはお願いをしてみたいと、そのように思います。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

10番、鈴木吉信君。

○10番

ただいま町長から説明があったわけなんです、1つ目の町道の維持管理について。これ、本当に309キロあるわけなんです、その中において、ふだん各地区において毎日毎日通る町道、私がこの前見てきたのは五疊敷から高森まで、その間に、例に挙げて申しわけないんですが、牧沢地区を例に挙げて町長にお願いしたいと思います。柳津町民、町内の方々も町外の方々も、特に琵琶首、高森、四ツ谷、芋小屋、胃中、高齢化が本当に進んでいます。その中において、年に3回ぐらい、町道、または町道に近いような農道、これらの草刈りをやっているわけなんです、牧沢地区においては何月何日、人足として草刈りをやります。この連絡をすれば、この前の日曜日に実施したそうなんです、約8名の方が出ていなかったそうです。その出ていなかった人はほとんどの方が、膝が痛い、腰が痛い、またはひとり暮らしでとてもじゃないが草刈りなどできないというような方々なんだそうです。それで、部

落の務めと思って……。これ町長、町道の草刈りなんですよ。でも、部落の務めだと思って年に3回くらい、約6,000から7,000円の年金から下げて、人夫を頼んで、その方に前もって草を刈っていただく、そのような状況というものが何年も前から続いているそうなんです。果たしてこれが、我々が思う町民が平等な生活をし平等なサービスを受けさせる、そうしないといけない、そのような思いというものを持って今までもやってきたわけなんです、実際、地区に入ればこのような状況なんです。

ただ、全部が全部このような状況ではなくて、農地・水、または中山間等入っている地区においては、その組合の中でやりくりというものをいろいろ考えてやっておられる、そのような状況もあるわけなんです、今、この町道・農道等、草刈りを実施している中において、緊急雇用で3人か4人、年間確保しておられるのはわかっていますが、この現状というものを今、町長、どのように捉えておられるのか伺いたいと思います。

○議長

町長。

○町長

これは議員がおっしゃるとおり、町道ばかりではなくて、生活道路としての義務的な考えのような思いで県道まで全て管理をしているのが現状であると、そのように認識をしているところであります。今、議員がおっしゃったように、それぞれの地域の中で団体等があれば、やっぱり議員がおっしゃったように、基金化して、出労した人にある程度のそれに見合った報酬というか、日当的なのを払いながら、人工をうまく調整しているというのが現状だと思っております。それができる地域はいいと思うんですが、今おっしゃったようにどうしてもやりたくてもできないところをどのようにクリアしていったほうがいいのか、その辺を十分町としても考えていかなければならない状況だと思っております。

そして、道路は決して必要のない道路はないと思っております。林道も農道も全てやっぱり柳津町に必要だとしてつくった道路でありますので、これらについてはやはり、どんな災害においても、いつか通る道路かもしれませんので、管理をしなくちゃならないという認識は持っております。そういった関係で、今、議員がおただしのように、これからの町道、また、人工がきちんとできない部分はどんなふうに補助をしてその人工を補っていければいいのかなというような考えも含めてやっぱりやっていかなくちゃならない、そのように思っております。

例えば久保田地区の皆さんは、人足のとときにあらかじめ前もって連絡して、後継者が若松、



坂下にいるわけでありますが、その若い人たちに全員来てもらって、そして人足をやって、その皆さんをその日できるだけ帰さないで、その夜、懇親会をやって、泊めて、父親、それからうちの人たちの安否を気遣ってそのあした帰ってもらうというような方法で、人を集めて人足をやっているという状況もあるわけでありますが、そういった工夫をしながら、地域に若い人たちが残って、そして安否を気遣って来てくれるようなシステムをつくることもまた地域の役割ではないのかなと、そんなふうに思っていますので、それらを含めて、やっぱり補っていけるような状況を町としてやっぱりつくる体制をこれから考えていかなきゃならないと、そういう認識を持っています。

○議長

質問の途中ですが、ここで本日の議事日程についてお諮りいたします。

柳津町会議規則第9条により、会議時間は午前10時から午後5時までと定められておりますので、本日の会議時間は議事の都合によりこれを延長したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

では、続けます。

10番、鈴木吉信君。

○10番

今ほど町長が、何らかの方法をとりたい、そのような話もあったわけなんです。先ほどやはり同僚議員から話もあったとおり、消防団が一人もいない、また、1人の地区が8地区ある。これ、若い者がいないから消防団もいないわけなので、やっぱり若い者がいれば地区も盛り上がる、子供もいる、人足も全員出てできる、そのような状況なんだろうと思います。やはりこれは町の行政として、各地区に人足等、出られる人が何人いて出られない人が何人くらいいるのか、また、年間、町道と称するものの草刈りを何回くらいやって何キロくらい刈ってくれているのか、そのくらいはやっぱり町として把握すべきなんだろうと思っていますけれども、そのことに対しては課長、どうでしょうか。

○議長

建設課長。

○建設課長

各行政区の中で人足ができる方とかを把握するのは難しいと思いますので、先ほど町長が申しあげましたように、前日に若い方に来てもらってやっていただくとか、あとは、人数が足りなくて出た人の作業量がふえるというようなことであれば、地区の作業量を減らすような工夫が必要なのではないかなと思います。その1つとして、例えば路肩に土砂が堆積してそこに草が生えてしまって、それを刈るのも、幹線ですから相当な延長になると思います。そういう部分については事前に緊急雇用でその土砂を撤去して草が生えないようにするとか、あとは、こういう路線がいっぱいふえてきますと緊急雇用だけでも対応は難しくなってくると思います。そこで、大型の草刈り機械とかの導入も検討して、それで、短い、機械でできないようなところについて、例えばガードレールの支柱の部分とか、側溝の縁あたりについては集落のほうでやっていただくような対応をしていかなければならないのかなと思っております。

○議長

10番、鈴木吉信君。

○10番

今、課長から話あったんですが、私、別に課長の今の説明がどうのこうのではなくて、今まではそのような形でできたんです。ただ、若い者に来ていただいてって、若い者が来てできるならば、なかなか各地区でもこんなに骨を折らなくてもできるんだろうと思います。若者がなかなか来られない、連絡しても来られない、だから年金からお金を払って部落のできる人に2日か3日ぐらい前からやってもらっている。順番が大体決まっているそうです。大体4日か5日ぐらいかかるそうなんです、できる人というのは。だからその人に頼んでいる。そのような現状なので、これからやっぴりますます本当に高齢化が進んで、大変な状況が来ると思うんです。

今、課長から話あったように、臨時の緊急雇用、この方々、町としてお願いしているわけなんです、この方々を、ことしからといっても無理なんでしょうけれども、来年あたりからもうグループふやす、増員する、そのような考えは持っていないでしょうか、どうでしょうか。

○議長

建設課長。

○建設課長

人数をふやすというよりは、機械作業もある程度多いんですね。側溝に入った土砂とか、崩れた部分の土砂上げとか。重機による作業も多いので、逆に人数をふやすのではなくて機械をできれば購入したほうが作業効率的にはいいのかと思っております。

○議長

10番、鈴木吉信君。

○10番

今、話があったわけなんです、軽くこれは私の考えとして、雇用する人数をふやす、または、1つの方法として、さっきちょっと町長から話あったんですが、やはり今の時代に町道の草刈りを各地区にやっていただくのに、燃料代も機械代も出さない、出していない、そのような状況というものは余りにもひど過ぎると私は思っています。やはりこれは町として、機械代、燃料代なり名目は別として、何らかの助成というよりも何らかの町としての気持ちというものをやっぱり見せるべきではないかと、そのような思いを持っています。よろしくお願ひしたい、そのように思っています。

また、関連なんです、これも本当に大変なあれなんです、私思うには、五畳敷砂子原線と思うんですが、せいざん荘近くのあの道路なんです、今現在約1メートルから2メートルくらい草が刈られております。あれはせいざん荘に行くのに、観光客がせいざん荘の温泉に入りにくるのに、お昼を食べにくるのに、本当に西山にとっては重要な施設なんです。ただ、そこに行くのに、下1メートルから2メートルくらいの草は刈ってありますが、石積みの上からつるが下がり、ササが下がり、木が生い茂っている、そのような現状であります。せいざん荘の食堂の中に入ってみるならば、外に見えるのがあの石積みの上にぶら下がった雑草、草、木、つる、これなんです。私はやはり観光客というのは、いい風呂に入って、うまいものを食べて、いい眺めを見て、それで安心できるんじゃないかなと、そのような思いをしております。やはり根本的にのり面の木やササ、つる、そういうものを一回きれいに刈って、それで西山温泉、いいお湯でうまいものがあって景観もいい、ぜひ来てくださいと大きな声で言われるんじゃないか、そのような思いをしております。

何とか、砂子原の方々も言っていますが、あのせいざん荘線ののり面の除草、または木を切っていただきたい、そのような思いを受けたわけなんです、どのような考えでしょうか、町として。

○議長

建設課長。

○建設課長

ただいまのご質問ですけれども、昨年までは砂子原地区で、上までを刈っているかどうかはわかりませんが、草刈りを行っていたということではありますが、やはりことしについてはちょっと、高齢化が進んだというようなこともありまして、町のほうに依頼が来ております。ただ、高いのり面ですと危険を伴いますので、緊急雇用で対応できるかどうか、現地を見て、対応ができない場合については専門業者のほうにお願いして、一度のり面をきれいに、少し太い木とかそういうものを伐採するような形にして、次年度からは緊急雇用で対応できるのであればしていきたいと、このように思っております。

○議長

9番、鈴木吉信君。

○9番

今、課長から話あったわけなんですけど、対応したいというような話なんですけど、一日でも早く対応をお願いしたい、そのように思っています。

それでは、先ほど議長からあったんですが、5時までには終わりたいと思います。

2番目の町内の携帯電話のエリア確保について。

先ほど町長から話あったとおり、前にも一緒に行ったときに、これからは携帯電話等のお願いをしていくんだということで、町長が仙台に行くたびに何回となく足を運んで、かなり柳津町、携帯電話の基地局ができました。私が見る限り、胃中にもできましたし大成沢もできました。この後、琵琶首、または上琵琶、境ノ沢、これができれば柳津昭和線はほとんどできるそうです。ただ、もうちょっと、西山から言うならば東側、または柳津の本庁地区の軽井沢方面とか、まだまだ使えない部分が残っていると思うんです。また、御殿場付近の国道、いろいろあちこちあるわけなんですけど、これに対して、本当に町長にお骨折りいただいて進めていただいたわけなんですけど、やはり先ほども言ったとおり、町民としていつ本当どのような災害があるかわからない、どんな火災があるかわからない、そのときに、やはり電話で連絡できたならば一番早いわけなので、何とか、今までお骨折りをいただいたわけなんですけど、ある程度行政として調べていただいて、余りにもひどいところに対してはこの後もお骨折りをいただいて中継局をつくっていただきたい、そのような思いをして今回質問をさせていただいたわけなんですけど、先ほどもあったんですが、今後、柳津町、全部と言ってもいろいろあると思うんですが、ある程度各地区の行政区、そのような地区に対しては、地区のほとんどが受信できるような範囲に入るように町として頑張っていかれるお気持ちかど

うかお聞きしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

携帯電話につきましては、町長の答弁にも書いたとおりでございますが、基本的に今、3社の携帯電話会社において、そこでエリア図というのが当然出されております。そのエリア図を、3つのエリア図を全て重ねますと、集落と言われる部分については3社のうちの1つと言われるものについては必ずかぶっているという状況でございますので、自分の持っている電話があるエリアに行って通じなくなるという部分は確かにあろうかと思いますが、違う機種であるとそのエリアでも使えるという部分になっておりますので、何らかの機種は使えるという状況になっているというのが現状でございます。

それと、ことしに入りまして高森地区の遭難であるとか、この前S Lが来た場合についても麻生の山に入って遭難したというような部分がありましたが、それについても携帯電話が通じるエリアにいらっしゃったということで、すぐに検索に入ってその方を検索して見つけることができたということがございますので、やはり人命救助には大変いいツールであるということは理解はしております。そういうものを受けながら、町長が先ほど申し上げましたように、仙台のこの3社に関しましては、今後も町としては要望活動を実施してまいりたいというふうに思っております。

なお、この携帯電話の話がございましたので、本年度予定している部分については実は各この3社について問い合わせをさせていただきました。場所等については絶対申し上げられないと、それはテロ等対策という部分がございますのでそれは申し上げられないという部分でございますが、ドコモについてはことしは予定はないという話でした。ソフトバンクは10局を予定していると、KDD Iについては5局を予定しているという部分で、柳津に通常でいきますとこのままですと15局の基地局ができる予定というふうになろうかと思っております。

当然、毎年毎年お願いをして、去年はKDD Iさんについては柳津町まで足を運んでいただきまして、柳津昭和線の動向であるとかそういうものをお話をさせていただきました。やはり業者でございますので、どうしても人家がない部分については売り上げという部分、言っているのかどうか悩みますが、収益を伴わない部分についてはなかなか電話会社としても整備が非常に難しいんだという話はされておりました。町としては、こういう状況の中で、

幹線道路であるためにぜひ何とかしていただきたいという要望は今後も引き続きやっていきたいという考えを持っているというところでございます。

以上でございます。

○議長

10番、鈴木吉信君。

○10番

先ほどの町道の維持管理について、今の町内の携帯電話のエリア確保について、柳津町において生活していくために本当に重要なことでございますので、今後ともお骨折りをいただきますようお願い申し上げます、質問を終わります。

○議長

これをもって鈴木吉信君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。

本日これより6月16日午前10時までを議案調査のため休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日これより6月16日午前10時まで休会とすることに決定しました。

◇ ◇ ◇

◎散会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日はこれをもって散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。(午後5時01分)